令和４年２月定例会

（２０２２年）

市議会議案参考資料

（各常任委員会提出分）

吹　田　市

議案番号	部　名	ページ番　号	資　料　名	要求委員名		
議案第4号 議案第5号	総　務	5	人事院勧告から本提案時期に至るまでの検討経過等	池　渕		
議案第5号	総　務	6～12	会計年度任用職員の所属別・職種別人数	池　渕		
議案第7号	福　祉	13	吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例に係る共生型サービスの概要について	浜　川		
議案第14号	消　防	15	改正予定の各種手当を出動報酬に変更する理由及び改正後の利益並びに不利益	池　渕		
議案第14号	消　防	16	各報酬の増額を要する理由及び庁内の検討経過並びに消防団への説明時期	池　渕		
議案第14号	消　防	17	消防団条例　改正前後の予算額比較表	池　渕		
議案第14号	消　防	18～19	消防団員の報酬等にかかる消防団条例改正における北摂各市町比較表	後　藤	吉　瀬	
議案第19号	土　木	21～70	桃山公園の指定管理者候補者が提出した事業計画	益　田		
議案第20号	土　木	71～145	江坂公園及び吹田市立江坂図書館の指定管理者候補者が提出した事業計画	山　根		
議案第21号	地域教育	147～151	北千里児童センター、北千里地区公民館及び北千里図書館の指定管理者候補者が提出した事業計画	柿　原		
議案第23号	健康医療	153	（地独）市立吹田市民病院第３期中期計画作成の協議経過及び患者ニーズの把握方法等	五十川		
議案第23号	健康医療	154	（地独）市立吹田市民病院への財政負担に関する市の考え方	浜　川		

人事院勧告から本提案時期に至るまでの検討経過等

国		吹田市	
令和3年（2021年）		令和3年（2021年）	
8月10日	人事院勧告 「公務員人事管理に関する報告」 「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」	11月2日	職員団体等から交渉申入れ
		11月初旬以降	随時、部内協議
		11月9日 ～12月23日	職員団体等との交渉 ・期末手当の引き下げ ・会計年度任用職員の休暇制度の格差是正　等
		11月16日	副市長協議
		11月18日	市長協議
		11月19日	職員団体等への回答 ・不妊治療に係る休暇の創設 ・会計年度任用職員の産前産後休暇の有給化　等
11月24日	閣議決定 総務省通知 「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」 （期末手当0.15月引き下げ。ただし、令和3年度の引き下げに相当する額は令和4年6月に減額調整）	11月24日	副市長協議、市長協議
		11月25日	職員団体等への回答 ・令和3年12月期の期末手当の支給月数は現行条例どおり
		12月13日	職員団体等に提案 ・令和4年度以降の期末手当の引き下げ
		12月20日	副市長協議
		12月21日	市長協議
		12月27日	職員団体等への回答 ・令和4年度以降の期末手当の引き下げ ・令和4年4月1日以降の実施とされている育児休業等の制度改正について国家公務員の制度の動向を注視しながら、遅延なく実施　等
令和4年（2022年）		令和4年（2022年）	
1月14日	総務省通知 「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年4月1日施行予定の事項（非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等）に係る条例（案）改正予定事項の送付等について		
		2月8日	職員団体等に提案 ・令和4年6月期の期末手当における減額調整
2月1日	国会提出 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」	2月17日	職員団体等との交渉 ・令和4年6月期の期末手当における減額調整
2月17日	総務省通知 「人事院規則１９－０（職員の育児休業等）の一部改正等について」 （育児休業等の取得要件の緩和）	2月17日	２月定例会（提案） 「吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」 「吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を一部を改正する条例」

議案第5号参考資料
総務部人事室

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.1）

所属名	職種名	人数
危機管理室	事務補助	1
	青色防犯パトロール員	3
	防犯活動推進員	1
秘書課	事務補助	1
広報課	事務補助	2
総務室	事務補助	3
	運転手	2
	当直業務	4
	電話交換手	5
法制室	事務補助	2
人事室	事務補助	2
	一般事務	1
契約検査室	事務補助	2
企画財政室	事務補助	2
情報政策室	事務補助	1
税制課	事務補助	4
資産税課	事務補助	8
	一般事務	2
市民税課	事務補助	11
納税課	事務補助	4
	一般事務	1
債権管理課	事務補助	2
市民総務室	事務補助	6
	一般事務	1
	消費生活相談員	6
市民課	事務補助	39
	一般事務	6
	市民サービスコーナー業務	2
	国民年金相談員	2
山田出張所	事務補助	4
千里丘出張所	事務補助	2
	一般事務	1
千里出張所	事務補助	8
	一般事務	1
人権政策室	平和祈念資料館業務	3
	人権啓発活動推進業務	2
交流活動館	交流活動館事業業務	4
男女共同参画センター	事務補助	5
	講座等企画業務	3
	保育士	1
市民自治推進室	事務補助	2
	一般事務	3
地域経済振興室	事務補助	5
	一般事務	1
	融資相談員	1
	農業普及指導員	1
	職業紹介責任者	1
	職業紹介担当者	3
	企業情報収集員	1

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

（1）

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.２）

所属名	職種名	人数
シティプロモーション推進室	事務補助	1
	観光企画推進員	1
文化スポーツ推進室	事務補助	5
	一般事務	1
子育て政策室	事務補助	3
	保育士	4
	主任児童厚生員	20
	児童厚生員	33
	児童厚生補助員	8
	児童会館長	10
	看護師	2
子育て給付課	事務補助	6
	母子・父子自立支援員	1
	就業支援専門員	1
家庭児童相談室	事務補助	1
	家庭児童相談員	1
のびのび子育てプラザ	一般事務	1
	保育士	8
	保育士（企画運営）	5
	アドバイザー	4
	看護師	1
保育幼稚園室	事務補助	13
	栄養士	1
	保育士	9
山田保育園	保育士	6
	保育補助	3
	保育パート	9
	保育所等用務員パート	1
いずみ保育園	保育士	8
	保育補助	2
	保育パート	15
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	1
南千里保育園	保育士	9
	保育補助	2
	保育パート	13
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	4
ことぶき保育園	保育士	9
	保育補助	2
	保育パート	11
	保育所等用務員	1
岸部保育園	保育士	8
	保育補助	2
	保育パート	11
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	2
千里山保育園	保育士	10
	保育補助	2
	保育パート	11
	保育所等用務員	3
	保育所等用務員パート	2
東保育園	保育士	6
	保育補助	2
	保育パート	10
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	1

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.３）

所属名	職種名	人数
垂水保育園	保育士	11
	保育補助	2
	保育パート	12
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	1
	看護師	1
吹一保育園	保育士	8
	保育パート	16
	保育所等用務員	2
	保育所等用務員パート	1
吹六保育園	保育士	3
	保育補助	2
	保育パート	12
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	1
片山保育園	保育士	9
	保育補助	4
	保育パート	11
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	2
千三保育園	保育士	10
	保育補助	1
	保育パート	15
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	2
山三保育園	保育士	10
	保育補助	4
	保育パート	16
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	1
はぎのきこども園	保育士	16
	保育補助	3
	保育補助（特別支援）	4
	保育パート	19
	預かり保育指導員（有資格）	2
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	3
	看護師	1
いずみ小規模園	保育士	4
	保育パート	5
	保育所等用務員	1
吹田第一幼稚園	保育補助（特別支援）	7
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	3
	預かり保育指導員（有資格）	3
吹田第三幼稚園	保育補助（特別支援）	2
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	2
吹田南幼稚園	保育補助（特別支援）	7
	幼稚園教諭（担任・通級）	3
	担任外講師	1
	講師（パート）	2
	預かり保育指導員（有資格）	1
千里第二幼稚園	保育補助（特別支援）	6
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	5
	預かり保育指導員（有資格）	1

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.４）

所属名	職種名	人数
千里新田幼稚園	保育補助（特別支援）	4
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	2
東佐井寺幼稚園	保育補助（特別支援）	3
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	3
岸部第一幼稚園	保育補助（特別支援）	5
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	4
	預かり保育指導員（有資格）	1
豊津第一幼稚園	保育補助（特別支援）	7
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	4
	預かり保育指導員（有資格）	1
江坂大池幼稚園	保育補助（特別支援）	2
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	2
片山幼稚園	保育補助（特別支援）	2
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	2
山田第一幼稚園	保育補助（特別支援）	4
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	3
山田第三幼稚園	保育補助（特別支援）	6
	幼稚園教諭（担任・通級）	1
	担任外講師	1
	講師（パート）	4
	預かり保育指導員（有資格）	4
東山田幼稚園	保育補助（特別支援）	4
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	2
南山田幼稚園	保育補助（特別支援）	2
	預かり保育指導員（無資格）	1
	預かり保育指導員（有資格）	1
佐竹台幼稚園	保育補助（特別支援）	9
	幼稚園教諭（担任・通級）	2
	担任外講師	1
	講師（パート）	4
	預かり保育指導員（有資格）	1
	養護教諭	1
地域支援センター	事務補助	2
	保育士	11
	保育補助	1
	保育士（親子教室）	2
	言語聴覚士	3
	作業療法士	4
	発達指導員	6
	看護師（健康管理）	1
杉の子学園	保育士	9
	保育所等用務員	1
	保育所等用務員パート	2
わかたけ園	保育士	5
	保育補助	5
	理学療法士	1

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

（4）

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.５）

所属名	職種名	人数
福祉総務室	事務補助	1
総合福祉会館	事務補助	1
	手話通訳専門員	1
生活福祉室	事務補助	4
	一般事務	1
	就労支援員	1
	面接相談員	3
	生活支援相談員	1
	健康管理支援員	3
	子ども健全育成生活支援員	3
	年金調査員	1
福祉指導監査室	事務補助	1
高齢福祉室	事務補助	10
	作業療法士	8
	体育指導専門員	1
	体育指導員	3
	一般事務	2
	窓口相談員	2
	認定調査員	7
	認定補助員	13
	保健師	1
障がい福祉室	事務補助	6
	一般事務	2
	手話通訳専門員	2
	手話通訳員	1
	窓口コーディネート業務	2
	障害者支援交流センター所長	1
	障害者支援交流センター所長代理	1
	障害者支援交流センター施設管理員	2
	障害者支援交流センター作業員	9
健康まちづくり室	事務補助	1
	保健師	1
国民健康保険課	事務補助	14
	一般事務	4
	国民健康保険料等収納員	6
保健医療室	事務補助	2
	看護師	1
衛生管理課	事務補助	3
	獣医師	1
	薬剤師	1
地域保健課	事務補助	8
	保健師	1
保健センター	事務補助	11
	栄養士	3
	保健師	8
	看護師	3
	助産師	4
	歯科衛生士	2
環境政策室	事務補助	2
環境保全指導課	運転手	2
	危機管理業務	1
事業課	事務補助	2
	塵芥作業運転手	1
	清掃職員	6
資源循環エネルギーセンター	一般技術	2
都市計画室	事務補助	2
計画調整室	事務補助	1
開発審査室	事務補助	3
住宅政策室	事務補助	2

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.６）

所属名	職種名	人数
資産経営室	事務補助	4
	一般技術	1
総務交通室	事務補助	1
	運転手	1
	自転車コールセンター業務	2
道路室	事務補助	1
	土木職員	6
	運転手	2
公園みどり室	事務補助	1
	一般技術	5
	土木職員	3
	運転手	1
	公園清掃作業指導員	2
	公園清掃作業員	7
地域整備推進室	事務補助	1
	一般技術	2
経営室	事務補助	3
	一般技術	1
	運転手	1
管路保全室	事務補助	4
	一般技術	1
水再生室	一般技術	3
会計室	事務補助	3
総務予防室	事務補助	1
議会事務局	事務補助	2
選挙管理委員会事務局	事務補助	3
監査委員事務局	事務補助	1
公平委員会事務局	事務補助	1
教育総務室	事務補助	2
	一般事務	1
	校務員	33
	学校サポートスタッフ	53
学校管理課	事務補助	1
	一般技術	3
学務課	事務補助	4
保健給食室	事務補助	1
	栄養士	2
	一般事務	1
	給食調理員	80
学校教育室	事務補助	2
	障がい児介助員	39
	障がい児補助員	57
	医療的ケア看護師	23
	読書活動支援者	44
	小学校スタートアップ支援者	60
	外国人英語指導助手	8
	学校問題解決支援員	7
	小規模校加配教員	4
教職員課	事務補助	1
教育センター	事務補助	1
	主任教育相談員	1
	教育相談員	15
	不登校児童生徒指導員	1
	発達相談員（言語聴覚士）	1
	不登校児童生徒支援員	2
	進路選択支援相談員	1

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

（6）

会計年度任用職員の所属別・職種別人数（NO.７）

所属名	職種名	人数
まなびの支援課	事務補助	5
	地区公民館長	29
	社会教育指導員	1
	生涯学習推進本部員	1
中央図書館	事務補助	9
	主任司書	14
	司書	13
千里図書館	事務補助	10
さんくす図書館	事務補助	1
江坂図書館	事務補助	1
千里山・佐井寺図書館	事務補助	1
山田駅前図書館	事務補助	2
文化財保護課	事務補助	1
	図書整理員	2
	埋蔵文化財事業業務	1
	博物館事業業務	1
	旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）施設管理員	3
	旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）館長	1
	旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）施設管理員	2
	内業調査員	1
	内業調査補助員	4
	文化財調査員	5
	文化財調査補助員	1
青少年室	事務補助	8
	青少年相談員	9
	青少年相談員（事業コーディネート）	1
	自然体験活動専門指導員	1
	こどもプラザ運営指導員	1
	太陽の広場ブロックアドバイザー	8
	青少年活動サポートプラザ事業業務	1
青少年クリエイティブセンター	青少年クリエイティブセンター事業業務	3
	子どもクラブ指導員	2
	運動広場管理員	2
放課後子ども育成室	事務補助	2
	留守家庭児童育成室管理運営業務	4
	留守家庭児童育成室主任指導員	55
	留守家庭児童育成室指導員	43
	留守家庭児童育成室補助員	235
水道部総務室	事務補助	2
	危機管理業務	1
	水道事業業務	5
企画室	水道事業業務	1
工務室	事務補助	1
	水道事業業務	5
浄水室	水道事業業務	1
合計		2,119

※令和3年（2021年）4月1日時点の人数

議案第７号参考資料
福祉部福祉指導監査室

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例に係る
共生型サービスの概要について

１．制度の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組みとして、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、障がい福祉サービスの指定を受けている事業所について、介護保険の①訪問介護、②通所介護（地域密着型を含む）、③短期入所生活介護（介護予防を含む）の指定を受ける場合の特例が平成30年4月から設けられています。

障がい福祉サービス事業者の指定を受けていれば、その種類（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）に応じ、①から③の介護保険サービス事業者の指定を基本的に受けることができ、各特例の基準は、都道府県又は市町村の条例で定めることとされています。

２．対象サービス

障がい福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険（共生型）の指定を受けられます。

	介護保険サービス		障がい福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護 （居宅サービス・**第３条**）	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 （居宅サービス・**第３条**） 地域密着型通所介護 （地域密着型サービス・**第10条**）	⇔	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援 放課後等デイ
ショートステイ	（介護予防）短期入所生活介護 （居宅サービス・**第３条**） （介護予防サービス・**第５条**）	⇔	短期入所

議案第１４号参考資料
消防本部　総務予防室

改正予定の各種手当を出動報酬に変更する理由及び改正後の利益並びに不利益

【各種手当を出動報酬に変更する理由】

昨今、災害が激甚化・多様化する中で、各種手当が費用弁償のままでは、消防団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないため、処遇改善の取り組みとして、出動に応じた報酬に変更し、令和３年（2021 年）４月１３日付け消防地第１７１号にて消防庁長官から発出された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の助言に沿うよう、活動内容や活動時間に応じた報酬を支給できるように改正するものであり、更に明確化するため「手当」と表現していたものを「報酬」に文言を改めたものです。

報酬にかかる助言内容	報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。
	年額報酬の額は、「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
	出動報酬の額は、災害に関する出動については、１日当たり 8,000 円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

【改正後の利益及び不利益】

利　益	不　利　益
災害現場において、長時間に活動が及ぶ場合、活動時間に応じた報酬を受給できるようになります。	処遇改善の取り組みとして、消防団員の活動や労苦に応じた報酬の増額に伴い、不利益はないものと考えます。 ただし、報酬は、給与所得として所得税の課税対象となる場合があります。
費用弁償の位置付けから報酬となり、国が標準額を定めることで、各市町村での支給額のばらつきが抑えられ、消防団員の不満の軽減につながります。	
報酬の増額に伴い消防団員の士気向上と消防団活動に対する家族等の理解が得られやすくなり、消防団員の確保、ひいては、地域防災力の向上につながります。	

議案第１４号参考資料
消防本部　総務予防室

各報酬の増額を要する理由及び庁内の検討経過並びに消防団への説明時期

【各報酬の増額理由】

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在でありながら、近年、消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力の低下により、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたす危機的な状況であることから、消防団員の処遇改善に向け取り組むため、令和３年（2021 年）４月１３日付け消防地第１７１号にて消防庁長官から発出された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の助言に沿うよう、国が示す標準額を参考に活動内容や活動時間に応じて支給する出動報酬や出動回数によらない年額報酬、技術報酬の支給額を見直すものです。

【庁内の検討経過及び消防団への説明時期】

時　　期	内　　容
令和３年（2021 年）　４月	消防地第１７１号「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出され、消防本部担当所管で内容を周知。
４月以降随時	消防本部内で各種報酬の見直しを行い、数回にかけて以下の内容を協議。 ・年額報酬にかかる増額対象の階級や支給額 ・出動報酬にかかる支給単位の考え方や支給額 ・技術報酬の支給期間の見直しや支給額 ・条例改正案での予算の増額
	北摂各市の検討内容や取り組みについて調査。
６月	副団長会議にて、国からの通知及び条例改正に向け取り組むことについて説明。
８月	消防本部内で各種報酬の基準案を策定。
	企画財政室と令和４年度予算要求にかかる協議。
９月	令和４年度予算要求資料を作成し、企画財政室に提出。
	団長に消防本部として各種報酬の基準案などを説明。
１０月	法制室と条例改正にかかる協議。
１２月	会計室と課税処理にかかる協議。
	消防団幹部会議（分団長以上が参加）にて、条例改正及び課税処理について説明。
令和４年（2022 年）　１月	法制室に条例改正にかかる協議。
２月	会計室に課税処理にかかる国からの情報提供について説明。
	団長に令和４年２月定例会に吹田市消防団条例の一部改正について議案として提出することを報告。

議案第１４号参考資料
消防本部　総務予防室

消防団条例　改正前後の予算額比較表

１　月額・年額報酬　【令和３年度（2021 年度）の名称：月・年手当】　　単位：円

階　　級	令和３年度（2021 年度）予算額	令和４年度（2022 年度）予算額	予 算 差 額
団　　長	224,400	224,400	0
副 団 長	804,000	804,000	0
分 団 長	543,600	658,800	115,200
副分団長	416,700	531,900	115,200
部　　長	1,035,400	1,432,200	396,800
班　　長	1,018,800	1,479,600	460,800
団　　員	3,294,300	4,058,800	764,500
合　　計	7,337,200	9,189,700	1,852,500

２　出動報酬（災害出動・訓練出動・警戒出動）　【令和３年度（2021 年度）の名称：出場手当・訓練手当・警戒手当】　　単位：円

区　　分		令和３年度（2021 年度）予算額	令和４年度（2022 年度）予算額	予 算 差 額
出動報酬	災害出動	4,554,000	4,800,000	246,000
	訓練出動	7,560,000	9,800,000	2,240,000
	警戒出動	4,536,000	5,950,000	1,414,000
合　　計		16,650,000	20,550,000	3,900,000

３　技術報酬　【令和３年度（2021 年度）の名称：技術手当】　　単位：円

区　　分	令和３年度（2021 年度）予算額	令和４年度（2022 年度）予算額	予 算 差 額
消防ポンプ自動車	313,200	326,700	13,500
小型動力ポンプ	208,800	218,400	9,600
合　　計	522,000	545,100	23,100

４　各種報酬の総合計　　単位：円

	令和３年度（2021 年度）予算額	令和４年度（2022 年度）予算額	予 算 差 額
総　合　計	24,509,200	30,284,800	5,775,600

議案第１４号参考資料
消防本部　総務予防室

消防団員の報酬等にかかる消防団条例改正における北摂各市町比較表

１　年額報酬及び出動報酬　　単位：円

地区	市町村		年額報酬 団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	出動報酬 災害	訓練	警戒
三島（４市１町）	吹田市	現行	224,400 (18,700/月)	160,800 (13,400/月)	60,400	46,300	33,400	28,300	23,700	4,600（1回）	2,800（1日）	2,800（1日）
		改正案	変更無し	変更無し	73,200	59,100	46,200	41,100	36,500	4,800（4時間まで）（1回） 8,000（4時間超～8時間） ※８時間超は４時間以内毎に4,000を加算	3,500（1日）	3,500（1日）
	高槻市	現行	108,000	86,900	75,400	57,000	44,100	35,700	24,400	4,000（1回）	4,000（1回）	4,000（1回）
		改正案	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	37,000	36,500	4,000（4時間まで）（1日） 8,000（4時間超～8時間）	4,000（1日）	4,000（1日）
	茨木市	現行	104,400	82,800	64,800	46,800	37,200	32,400	25,800	3,000（1回）	2,500（1回）	2,500（1回）
		改正案	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	38,000	37,000	36,500	4,000（4時間まで）（1日） 8,000（4時間超～8時間）	3,500（1日）	3,500（1日）
	摂津市	改正前	87,000	52,000	31,000	18,600	18,600	18,600	16,300	3,000（1回）	2,000（1回）	2,000（1回）
		現行	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500			
		改正案	年額報酬にあっては、令和３年（2021年）３月３１日に条例改正済。							8,000（1日）	3,500（1日）	3,500（1日）
	島本町	現行	99,000	75,000	52,000	45,000		34,000	32,000	3,000（1回） ※4時間を超える場合は2分の1を増額	3,000（1回） ※4時間を超える場合は2分の1を増額	3,000（1回） ※4時間を超える場合は2分の1を増額
		改正案	82,500	69,000	50,500	45,500		37,000	36,500	8,000（1日）	4,000（1日）	4,000（1日）

２　技術報酬　現行・改正案対照表（三島地区では、吹田市のみ支給有）　　単位：円

吹田市		技術報酬 消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ
	現行	2,900/月（34,800/年）	1,450/月（17,400/年）
	改正案	36,300/年	18,200/年

議案第１４号参考資料
消防本部　総務予防室

消防団員の報酬等にかかる消防団条例改正における北摂各市町比較表

１　年額報酬及び出動報酬　　単位：円

地区	市町村		年額報酬 団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	出動報酬 災害	訓練	警戒
豊能（３市２町）	豊中市	現行	139,200	107,400	85,800	83,400	71,400	69,000	69,000	0（未支給）	5,500（1回）	5,500（1回）
		改正案	年額報酬に係る条例改正無し。							・火災　3,500（1回） ・大規模災害 4,000（4時間まで）（1日） 8,000（4時間超～8時間）	3,500（1回）	3,500（1回）
	池田市	現行	74,000	59,500	42,000	36,500	31,500	31,500	29,000	3,100（1回）	2,600（1回）	2,600（1回）
		改正案	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	4,000（4時間まで）（1回） ※4時間超は4時間以内毎に4,000を加算	変更無し	変更無し
	箕面市	現行	90,000	60,000	39,000	27,000	24,000	23,000	22,000	2,600（1回）	2,600（1回）	2,600（1回）
		改正案	令和４年度以降に条例改正予定。							令和４年度以降に条例改正予定。		
	豊能町	現行	110,000	85,000	70,000	50,000	45,000	40,000	35,000	3,000（1回）	3,000（1回）	3,000（1回）
		改正案	令和４年度以降に条例改正予定。							令和４年度以降に条例改正予定。		
	能勢町	現行	74,000	60,500	42,000	37,000		28,500	27,500	2,000（1回）	2,000（1回）	2,000（1回）
		改正案	令和４年度以降に条例改正予定。							令和４年度以降に条例改正予定。		

２　技術報酬　現行・改正案対照表（豊能地区では、池田市のみ支給有）　　単位：円

池田市		技術報酬
		消防ポンプ自動車等
	現行	2,700/月
	改正案	変更無し

桃山公園の指定管理者候補者が提出した事業計画

様式Ⅱ-1

公募設置等計画　概要書　（桃山公園）

様式Ⅱ-3～14の概要及び要点について制限字数内でご記入ください。
※ 記載にあたっては、申請者名、グループ名が特定できるような記載は行わないでください。
※行・列を増やさないでください。

分類		記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
全体計画	実施方針	本公園の特性や利用実態、課題、可能性を的確に分析し、事業の目的やコンセプトをふまえた提案となっているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ① ・本公園の特性や利用実態、課題、可能性の的確な分析 ・事業コンセプト ・公園の魅力向上やエリアの価値向上、地域の活性化等 ・地域との連携の考え方	Ⅱ-3	桃山公園は、駅に隣接しながらも、中央に春日大池、竹林と豊かな緑に恵まれております。その中、施設の老朽化や利用者並びに利用目的が限定されている課題を有しております。私たちグリーンホスピタルサプライは、当公園の保全と活用、交わる：多目的に交流出来る場の提供、つなげる：多世代交流を促進し未来（次世代）へ継承、を基軸とした「地域住民と共に共存・共創Park」を基本コンセプトと致します。そのポイントは、収益事業ではなく、地域貢献と未来への継承に重きをおきます。また、地域との連携では、定期的に開催する公園協議会のもと、様々な立場の方々と連携を図ります。更に、吹田市が掲げる「パークピジョンの指針に基づき、生物多様性保全を推進致します。一例では、水面のゴミ収集を目的に「水面清掃船」の配置や干里花とみどりの情報センターと連携し、桃山公園固有の自然保全に努めて参ります。
		事業の実施方針にふさわしい施設配置計画となっているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ② ・公募対象公園施設、特定公園施設等の配置計画の考え方	Ⅱ-4	様式Ⅱ-4とらを分かりやすく1頁にまとめております。桃山公園再整備のポイントは、自然などの現況を残したまま、いかに新しい価値を創出するかになると考えます。特に、ラクウショウ並木の保全など現状維持を望む声と飲食、物販、イベントを治めとした新しい価値（二来園目的）を望む声の両側をバランス良く勘案し、再整備案を検討致しました。公園の新しい顔となるエントランスは、奥に広がる木々やその先の春日大池と一体となるような設置場所や外観デザインに配慮し、また近隣住民の生活導路も、従来より安心・安全に利用出来るよう心がけました。また、エントランス内には公衆トイレを（元の場台/新御堂筋沿いから）移設し、利便性の向上を図ります。地域住民の関心の高い駐車場は、渋滞リスクを回避する為、入口と出口を分け、身障者用スペースとゆずりあい区画を設け、これまで来園が難しかった新しいゲストを、お迎え致します。 <次葉に続く>
		計画段階で地域の意向を十分にくみ取り、将来的に地域の誇りとなるような公園づくりのプロセスとなっているか 上記の視点をふまえて下記についてどのようなプロセスを経て、実施方針の作成に至ったか具体的に記載してください。 ③ ・既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか ・収益施設の営業時間等、周辺の居住環境に配慮した具体的な提案となっているか等	Ⅱ-5	<前葉より> 実屋（水上）は、景観と共に水鳥などの観察も楽しめる場ですが、現状では特定の方が占拠する場面も見受けられましたので、ソーシャルディスタンスに配慮したベンチを設置し、誰もが楽しめる場を提供致します。公衆トイレ移設に伴い、跡地には見晴らしが素晴らしい利点を活用し、休憩所を設けます。また、休憩所（石垣）も素晴らしい眺望を石垣で遮られておりますので、高床式の休憩場を新たに設け、座って休憩でも春日大池が眺望出来るよう工夫致しました。尚、全ての施設はバリアフリーに配慮したUD設計となっております。公園遊具は、ワオーミングアップ→チャレンジ→リラックスをプログラム化し、誰もが楽しく継続出来るよう更新致します。

	実施体制	事業を実施するための実行力があり、実績を兼ね備えた実施体制を整えているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ④ ・応募法人等の構成団体の役割分担、責任分担、連携・協力関係、補完体制等 ・業務の実施体制、緊急時の体制、人員の配置・確保の方法・育成の考え方等 ・市と事業者間の連絡調整の体制・方法等	Ⅱ-6	吹田市春日で創業30年を迎えるシップヘルスケアホールディングス株式会社を中心に、グループ中核企業であるグリーンホスピタルサプライが代表企業となり、同グループの日本パナユーズとシップヘルスケアフードが連携を密にし全体を総括致します。同じく吹田市で長く事業を継続されている川西造園と堀田工務店にサポート頂き、「チーム吹田」を基軸にプロジェクトを遂行致しますが、官民連携事業の経験が豊富なパラカにも参画頂き、桃山公園の新しい価値創造と同時に、利用者の安心と安全を守って参ります。
		社会情勢の変化等、不測の事態発生時のリスク管理等が計画されているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ⑤ ・リスク管理についての考え方 ・リスク管理手法、体制　等 ・事業収支の安定化のための方策等 ・事業の特性を踏まえたリスク管理の方針、対応策や収益が予定より下回った場合の対応方針等 ・事業の継続のためのマネジメントやセルフモニタリングの体制、方法等	Ⅱ-7	当該事業のリスクは、①上質な維持管理の継続と②事業収支安定化の継続の2点が重要であると考えます。維持管理のポイントは、①安全・安心・快適性を常に追求する計画性②公園をレガシーとして未来へ継承③ボランティアを始めとした地域との連携と協業を基本方針とております。他方、事業収支の安定化継続については、前提として私たちは20年に渡り事業を継続する「覚悟」を共有しております。具体的には、これまでお世話になっております吹田市住民の皆さまに、感謝と恩返しの心で地元を守る責任を、地元企業中心に組成しました。但し、事業を継続する上で、収益事業は限られておりますので、可能な限り内製化を図り、ランニングコストの適正化を図ると同時に、初期投資も知恵と工夫で最小化の中でも公園を好きになって頂くよう努めます。

分類		記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
全体計画	実施体制	事業スケジュールが具体的で、無理なく適切に設定されているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ⑥ ・事業全体のスケジュール及び進め方（基本協定締結から事業終了まで） ・実施設計等の期間及び各種工事期間 ・施設引渡し期限や開業準備期間、管理運営業務の開始日等	Ⅱ-8	様式Ⅱ-8は、様式Ⅱ-11に組み入れております。工事期間中は、公園利用者の安全確保に最大限配慮する事を前提に、突発的なことにも対応出来るよう余裕ある工期である一方で、2023年春にはグランドオープン出来るよう工期を設計しました。工事では、特に下水などの配管工事を主としたインフラ整備がコスト（期間・費用）共に大きいと予想される中、現況を活かした整備を実施する上で、パークセンターの基礎工事にも工夫を凝らしております。各施設の引渡しには、自主検査期間と是正工事期間を設け、円滑に引渡しが出来るように致します。繰り返しとなりますが、グループ会社と地元を中心に組成したチームで設置及び運営を行いますので、ご利用者の目線で安心・安全な公園計画を推進致します。
		⑦ ・初期投資にかかる資金調達計画及び管理運営にあたり事業継続にかかる収支計画が適切であるか	Ⅱ-9 Ⅱ-10	特定公園施設の撤去更新に伴う吹田市補助金を除き、初期費用は自己資金と一部什器備品などをリース契約で賄う計画となっております。また、維持管理を始めとした運用に関する費用については、利用者が安全に安心して楽しんで頂く整備を前提に、収益の最大化と経費の最初化に努めて参ります。
		⑧ ・バリアフリー等に配慮し、子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、多様な人々が安心・安全に利用できる施設の提案となっているか ・一時避難地の機能が効果的に発揮できる提案となっているか		様式Ⅱ-11と12をわかりやすく1頁にまとめております。 エントランス及び駐車場は、特に駐車場の利便性、安全性と渋滞リスク回避から、公園区域外の道路該当の一部整備を、事業者負担で実施致します。また、全ての施設はバリアフリーに配慮したUD設計に基づいております。当該計画の目玉となります「パークセンター」は、①奥に広がる木々やその先の春日大池と一体となるよう設置場所や外観デザインに配慮　②可能な限り現況を残すには、起伏がある地形に対して、独立基礎方式を用いた高床となりますが、バリアフリー整備ガイドラインに基づくスロープを設置し、誰もが安全に利用出来る環境を整えます。 パークセンターの機能は大きく2つとなります。①公園利用者が快適に過ごせる休憩コーナー　②飲食コーナーや、吹田市の特産物を購入出来る物販コーナーとなります。飲食・物販コーナーには、樹木の間から春日大池を望めるウッドデッキも設置する計画です。 ＜次葉に続く＞

整備・管理運営計画	施設の整備計画			
		⑨ ・既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか	Ⅱ-11	＜前菜より＞ 他方、休憩コーナーには、ご利用者が休憩出来るテーブルや椅子に加え、各種情報やイベント企画で活用出来るパネル展示コーナーと、公園協議会が開催出来る会議スペースを設ける計画です。駐車場整備は、近隣住民の意見が反映された基本計画となってります。　①駐車台数は5台 ②障がい者用駐車区画に加え、ゆずりあい区画を設置 ③最も伐採が少ないエリアを選定 ④ラクウショウは、1本も切りません ⑤入口と出口を分け、渋滞リスクを回避 ⑥円滑に入出庫出来るよう、バー式ではなくカメラ式の器械を設置　また、駐車スペースに隣接するスペースには、ご要望の多いキッチンカーの設置と緊急車両が停止出来るよう配慮した設計になっております。
		⑩ ・誰もが自由かつ快適に利用できる質の高い空間づくりや、公園及び周辺地区に新たな価値や文化を生み出す多様なアクティビティを誘発する機能やデザインとなっているか		公園を楽しんで頂く為のイベント企画は、エントランス広場がと健康遊具エリアが中心となります。一方で、従来から桃山公園の自然を静かに楽しんで頂く場として、東屋、休憩所（トイレ跡地）や休憩所（石垣）を設け、目的別に公園を楽しんで頂くように計画しております。
		⑪ 駐車場に関して、課題に対する調査手法や解決策が提案されているか、また、既存樹木を極力活用しながら、自然環境や景観に配慮した具体的な提案となっているか 上記の視点をふまえて下記について具体的に記載してください。 ・既存樹木の極力活用、自然環境や景観への配慮 ・渋滞対策や公園利用者以外の使用などの課題に対する調査手法や解決策	Ⅱ-12	駐車場については、前述の通り。

（4）

分類		記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
整備・管理運営計画	施設の管理運営計画	⑫ ・各施設が独立することなく、相乗効果を発揮するような計画となっているか	Ⅱ-13	桃山公園を起点としたコミュニティづくり、基本コンセプトである「地域住民と共に共存共創で新しい桃山公園の魅力を増幅」為に、3つのステップを基本構成としました。①知ってもらう　②楽しんでもらう　③好きになってもらう　　①新しい公園をしってもらう為に、シップグループ従業員15000人の発信力とパークセンターからの情報発信を活用し、魅力を知って頂く機会を創出　②得た情報から来園頂いた方には、パークセンター内の飲食コーナーや各種イベントを通じ、多世代でのコミュニケーションを楽しんで頂くと同時に、吹田市の特産物を中心とした物販コーナーを通じて吹田市の名産を発見頂く機会を創出したいです。更に、池を挟んだ反対側には、健康遊具を設置し、健康プログラムを実施する計画としております。最後に、好きになってもらう為に、自分たちの公園、自分たちの町として、自主的にきれいにする、ボランティア活動が継続的な活動となるよう見える化を促進します。
		⑬ ・全ての公園利用者の満足度向上につながる提案となっているか （安心・安全を確保するとともに営業時間や照明計画など、利便性や快適性に配慮した管理計画となっているか）		エントランス整備により、従来よりも安全な生活道路を整備致します。また、ランニングコストにも影響する照明のLED化を促進致します。
価格提案	使用料及び整備費	⑭ ・公募対象公園施設の使用料の増額及び特定公園施設の整備にかかる本市負担が低減されているか 【公募対象公園施設の使用料の増額及び 特定公園施設の整備に係る本市負担の低減】 a：公募対象公園施設の使用料 提案額（管理）（㎡単価 ）-4,000 円 b：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 土地）（㎡単価）-2,000 円 c：公募対象公園施設の使用料 提案額（新設 水面 ※建物設置除く）（㎡単価）-15 円 d 117,000 千円－特定公園施設整備に対する本市負担額 a，b，c，d の額についてに算出し、記載してください。	Ⅱ-14	事業を継続する上で、収益事業は限られておりますので、可能な限り内製化を図り、ランニングコストの適正化を図ると同時に、初期投資も知恵と工夫で最小化の中でも公園を好きになって頂くよう努めます。 ①公募対象公園施設の管理許可に係る提案額　4,000円/㎡ ②公募対象公園施設（新設土地）の設置管理許可に係る提案額2,000円/㎡ ③公募対象公園施設（新設水面）の設置管理許可に係る提案額15円/㎡ ④特定公園施設の整備に係る吹田市負担の提案額 114,840,000円/ ※事業者負担　12,760,000円
	売上還元	⑮ ・公募対象公園施設の売上に応じた公園への還元策が提案されているか		①イベント及び、健康プログラムの実施 ②ボランティア活動の支援 ③パンフレットなどの広報ツールの製作

（5）

桃山公園
管理運営事業
公募設置等計画
提案書

法人又は団体の名称	グリーンホスピタルサプライ
代　表　者　氏　名	城守　淳
所 在 地 （ 住 所 ）	〒565-0853 大阪府吹田市春日３丁目２０−８
担　当　者　氏　名	[redacted]
電　　話　　番　　号	06-6369-0092
Ｆ　　Ａ　　Ｘ	06-6369-3191
Ｅ　－　ｍ　ａ　ｉ　ｌ	[redacted]

（６）

全体計画　実施方針（事業の目的やコンセプト）

桃山公園を取り巻く課題と社会的背景

竹林と雑木林が広がる丘陵地の中、一説によると明治時代前後には、桃の栽培が盛んであったと記載される文献がある等、風光明媚な地域でした。
1955年からは、「ニュータウン」として大規模開発による周辺整備が進む中、1971年に開発された桃山公園は、駅（北大阪急行桃山台駅）に隣接しながらも、中央に春日大池を有し、竹林と緑豊かな公園として長く近隣住民に親しまれております。

他方、公園利用者と利用目的が限定されており、また春日大池の臭いや施設の老朽化などが見受けられる中、2020年夏に実施された各種アンケート調査では、約70%の方より新しい施設や企画を望まれる声がある一方で、現状維持を強く望む声も混在する等、現状利用者と未利用者や、地域住民の間に世代間ギャップを始めとした公園に求める「姿」に乖離があると思われます。

社会全体においても、2025年問題を始めとした超高齢化社会が加速する中、桃山公園固有の課題に合わせ、20年後、30年後と将来的にあるべき姿より、多世代交流の起点となる桃山公園の【新しい価値の創造】を目指した管理運営を行います。

事業コンセプト

「未来へ残す」「都市型自然空間」「多世代交流」

地域住民と共に「共存共創 Park」を目指します



千里丘陵の原風景及び、地域（住民）と共に育まれたラクウショウ並木を始めとした自然の保全と活用

四季を通じ、地域住民が多目的に利用出来る場の提供

都市の中の貴重な自然の中で、多世代交流を促進し未来（次世代）へ継承

共存共創Park具現化のポイント

最大のポイントは、収益事業 ＜ 地域貢献・未来へのバトン

- 公募対象公園施設、特定公園施設の新設及び更新は、自然環境の保全や良好な景観の形成に配慮するだけではなく、可能な限り現況地形を活かした施設整備
- ラクウショウは1本も伐採しないよう駐車場の設置計画を工夫
- 緑あふれる公園を「地域の顔」として、多様なニーズに対応する機能の充実
- 通学、通勤と生活道路にもなっている公園の安心・安全の提供
- 従来とは異なった目的を持って来園出来る新しい価値創造
- 多世代が交流できるパークセンター、健康の為のスポット、イベント企画
- 防災情報など役立つ情報を獲得できる環境整備
- 同時に、ボランティアを中心に歩んできた歴史を、きめ細かな維持管理で未来へと継承

全体計画　実施方針（事業の目的やコンセプト）

地域との連携

○基本的な考え方

桃山公園において、関連する吹田市、連合自治会、ボランティア団体、地域住民、様々な立場の方々と連携を図ります。



地域をつなぐ公園協議会
（パークミーティング / 仮称）の実施



② 連合自治会/ボランティア団体との連携

・ボランティア活動が継続可能な「場」の提供
・高齢化するボランティア団体の活動を支援

① 吹田市との連携

・防災連携
・地域小中学校への開放（写生会など）

③ 地域住民との連携

・安心、安全の提供
・目的を持って来園出来る施設整備、イベント実施

環境共生意識啓発に貢献する公園づくり ～生物多様性保全の推進～

公園が生物多様性に果たす役割は、「多様な生物の生息環境の保全」と「安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進（吹田市政策1 環境先進都市のまちづくりより）」となります。
桃山公園は、千里丘陵の原風景と（外来樹木ではあるものの）地域と共に育まれたラクウショウ並木が共存し、中央の春日大池には水鳥などが飛来する環境となっております。
その中で、吹田市が掲げる「本公園の目標像（パークビジョン）」にも、環境保全が大きなテーマのひとつとして挙げられています。そこで、私たちは下記方針のもと、公園協議会を活用し吹田市始め関係団体との情報交換等、足並みを揃えて生物多様性保全を推進して参ります。

① 水面のごみ収集を目的に、**水面清掃船を配置**し定期的に水面集塵を実施致します。

② パークセンター内で、**公園協議会を定期的に開催**し、環境保全に向けた取組みを実施致します。

③ 同センターは、みどりの情報発信拠点として、千里花とみどりの情報センターと連携し、**情報発信や啓もう活動を実施**致します。

余白

全体計画　実施方針（施設配置図）・プロセス

課題

・千里丘陵の原風景とラクウショウ並木の保全・活用
・公園施設の老朽化
・新しい価値の創出
・千里ニュータウン再生資源として活用

プラン

・現状地形の活用／ラクウショウ
・自然との融合
・新しい魅力
　パークセンターの高度化
　飲食／自然を感じるコミュニ
　物販／地産地消を中心に地元

A エントランス広場



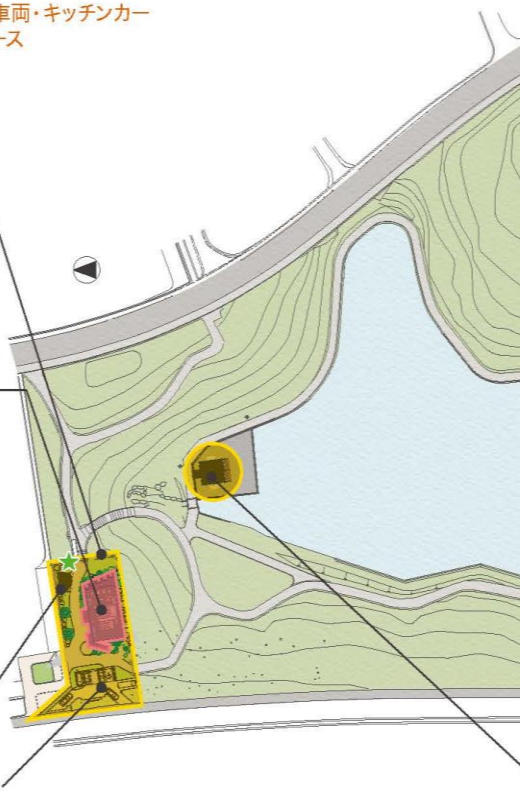
新しい公園の入口として、ワクワク感を醸成する広場。
現況を可能な限り活かした中で、パークセンター・
公衆トイレ・駐車場を一元化。
キッチンカー始め各種イベント企画も提供出来る空間。

B パークセンター



多世代交流をキーワードに、
無料休憩所・パネル展示場・交流室・
飲食や物販コーナーを設置。
新しい桃山公園の情報発信拠点。

受付時間
［パークセンター］
9:00–17:30（予定）
［飲食コーナー］
7:00–18:00（予定）



C 公衆トイレ



誰でも・何時でも使いやすくをキーワードに、
自然に溶け込む外観と吹田市仕様基準を満たした
清潔感あるトイレをエントランス広場に設置。

D 駐車場



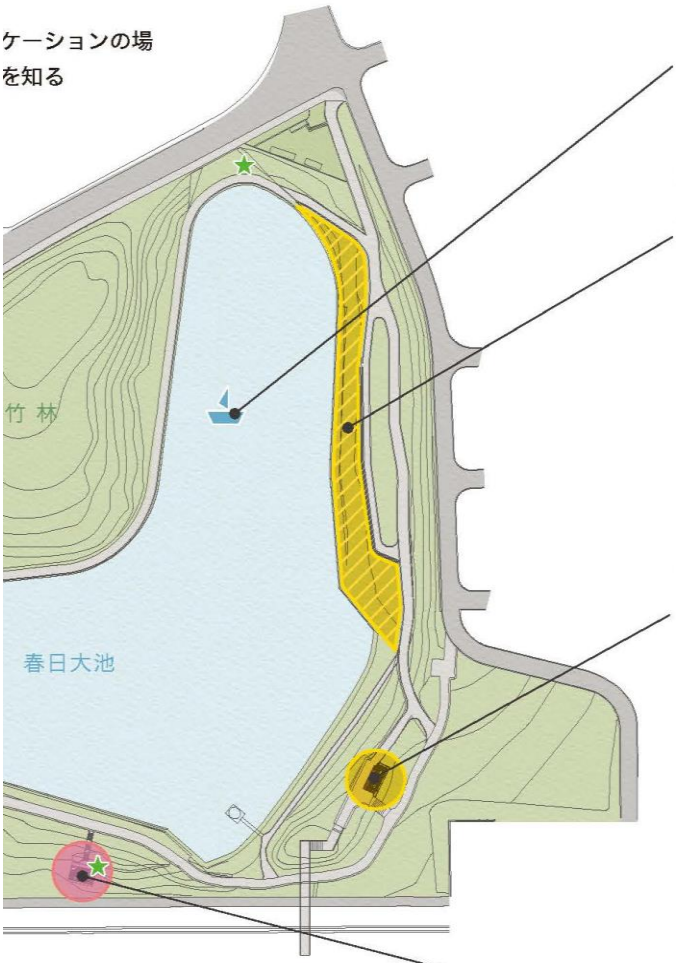
最も造成範囲が狭いエリアを選定。
出入りの安全にも配慮し、緊急車両停車位置も確保。
入口と出口を分けることで、渋滞リスクを軽減。

3

ク並木は１本も伐採しない

★ 自動販売機
ユニバーサル設計　ゆずりあい駐車区画
公募対象公園施設　特定公園施設

ケーションの場
を知る



I 水面清掃船

水面ゴミを定期的に清掃し、自然動物の保護と同時に、いつまでも市民に愛される春日大池。
※将来検討：水車回収・水質改善（掻い掘り）・水門改修

H 遊具公園

image



遊び以上、トレーニング未満をコンセプトに、
ウォーミングアップ⇒チャレンジ⇒リラックスを
プログラム化。誰もが楽しく継続出来る場の提供

G 休憩所［石垣］

image



最適な眺望環境を確保する為、
UDに配慮した高床式に変更。
座った状態でも、春日大池を望むことが可能

E 水上東屋

image



多くの方に、緑・竹林・水景を親しんで頂く頂く場。
適切なソーシャルディスタンスに配慮したベンチ設置計画

F 休憩所［トイレ跡地］

image



最も見晴らしが良い場所に設置。
同時に、道路からの柵を塞ぐことで
違法駐車減少を狙う。

全体計画　実施方針（業務の実施体制）

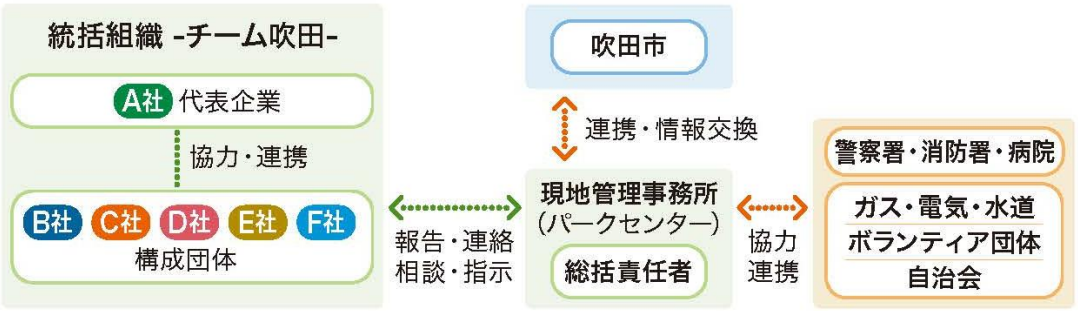
構成団体の役割分担

企業名 役割	シップヘルスケアホールディングス		
	A社 代表企業 ［統括］ グリーンホスピタルサプライ株式会社	B社 構成団体 ［守る］ 日本パナユーズ株式会社	C社 構成団体 ［憩い］ シップヘルスケアフード株式会社
役割 分担	○指定管理者事業統括 ○管理運営業務 全般的な管理運営・受付 利用案内・料金徴収・利用促進 広報宣伝・自主事業 ○公園協議会の運営 吹田市・事業者・連合自治会 ボランティア	○管理運営業務 駐車場管理 防災対策 利用指導 ○維持管理業務 園地維持管理 園地清掃 建築物、施設設備	○パークセンター内飲食、物販 ○自主事業
ノウハウ の活用	☆指定管理業務の実績 法務省関連施設や公的病院の 指定管理業務実績 ☆統括マネジメント力 ☆地域ネットワークの実績(30年)	☆公共施設の管理業務実績が豊富 ☆建物総合管理、環境清掃処理、 に関する設備管理、巡回、警備に ついて総合的なサービス提供	☆多数の病院、施設への給食提供 ☆栄養管理
特記 事項	◆大阪コロナ重症センター、大阪コロナ大規模医療・療養センター(@インテックス)の施設整備及び運営に携わる ◆アドプトロードプログラム参加、及び4回／年のボランティア活動 ◆SDGs活動(目標3・17)を重点取組みとして継続		

▲援助▲

企業名 役割	D社 構成団体 川西造園株式会社	E社 構成団体 株式会社堀田工務店	F社 構成団体 パラカ株式会社
役割 分担	○維持管理業務 植栽	○インフラ整備・建築	○代表企業の運営サポート 自主事業・運営サポート
ノウハウ の活用	☆地元吹田市で創業51年 ☆植栽実績多数	☆地元吹田市で創業70年 ☆公共施設始め建築、土木実績多数	☆駐車場整備・運営管理を始め、 官民連携事業のノウハウ多数保有 ☆自然・再生エネルギーの供給事業及び 山林保有等ESGへの積極的な取組み

連携・協力関係、補完体制（関係各所）



平常時は、全体の経営・人事・事業進捗に関する確認及び修正を実施する統括組織と、現地管理事務所が密に連携した上で、現地管理事務所が安全・快適な園内環境の維持、利用者への安心・サービスの提供を行います。
また、吹田市や地域行政など関係者との窓口となり、細やかに対応致します。

全体計画　実施方針（業務の実施体制）

＜安全対策＞

① 事故防止対策：スタッフによる巡視により、危険個所の早期発見と速やかな対策実施と合わせ、維持管理計画の策定及び、公園施設に関する管理台帳・点検マニュアル・点検リスト作成

② 事故への対応：負傷者の保護・救護が必要な場合は、速やかに応急手当/救急車の要請を行い、各行政機関への連絡を迅速に行う。同時に、再発防止に向けた適切な対応を実施する。

③ 防犯・防災対策：各行政機関や地域住民との協力のもと、マニュアル作成や巡視強化などにより、必要な対策を実施する

＜緊急時の体制＞

① **緊急時の概念**
- 警報発令時
- 災害発生時

② **緊急時の体制**
- 対応体制を構築
  情報連絡、救護・避難・誘導、応急処置別にマニュアル化
- 第一報を、吹田市と行政機関へ報告
- 必要に応じ、協力団体へ支援要請
- 統括組織より現地管理事務所を支援

桃山公園を取り巻く課題と社会的背景

■ 総括表

役職	就業条件	職務内容	能力・実務経験等	備考
総括責任者	常勤	全体マネジメント	施設の管理運営等実務経験者	
業務担当①	非常勤	維持管理等	類似施設の経験者又は同等以上の能力	
業務担当②	非常勤	維持管理等	類似施設の経験者又は同等以上の能力	

■ ローテーション表（月間シフト）例　　※イベント、突発事項により、臨時出動の場合あり

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
総括責任者	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	40H／週
業務担当①		△		△		△		△		△		△		△		△	△	△		△		△		△		△		△		△		20H以内／週
業務担当②	△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△	20H以内／週

▲ 社内定例会議実施

職員の技術・能力向上への取組

スタッフの技術・能力の向上においては、公共施設の職員として相応しい接客接遇や安全管理などの基本的技能と、各職務内容に応じた専門スキルの両面をバランスよく向上させる教育を行い、スタッフ個々の能力を高めます。またスタッフ個人に蓄積した技能・ノウハウをスタッフ間で共有することで、相乗効果を生む取組を行います。

（1）スタッフ教育の内容
① 教育リストに基づき、計画的に人材を育成
ⅰ.新たに雇用するスタッフに対して、就業前の段階で新任研修を実施（全スタッフ対象）
ⅱ.基本的技能を身につける接客接遇、安全管理に関する研修を実施（全スタッフ対象）
ⅲ.普通救命講習を実施（全スタッフ対象）

（2）実行体制
① 構成団体による各種研修の実施

（3）スタッフのモチベーション向上を目的とした取組
① 優秀なスタッフの表彰を実施、模範となる取組を行った人材の表彰を実施

人材確保

① ・地域の人材を優先的に雇用
・継続的、経験豊富、
地域雇用創出、緊急時対応

② ・多様な人材の確保
・女性、高齢者、障害者、
外国人、多様な雇用機会の提供

③ ・公の施設にふさわしい人材の確保
・公平平等の視点、
おもてなしサービス提供の意識

全体計画　実施方針（リスク管理）

リスク管理の基本的な考え方

一般的に、公募設置管理制度（Park-PFI）事業のリスクは、事故・需要変動・天災・物価変動等、不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性を示すことが多いですが、当該事業のリスク管理について、私たちは以下の2点が重要であると考えます。

1. 20年間の長期に渡り管理運営を行う中で、安全・安心・快適な利用のもとに立脚した都市型自然公園の風格を高める**上質な維持管理の継続**
2. 限られた公募対象公園施設の中で、**事業収支安定化の継続**

リスク管理手法、体制、事業収支安定化の為の方策

1 上質な維持管理の継続

（1）安全・安心・快適性を常に追求する計画的な維持管理

- PDCAサイクルに基づく計画的な維持管理
  - ＞公園利用者の声を反映した計画づくり
  - ＞公園施設点検等のマニュアルに基づき点検を実施
- トイレ清掃や補修等の実施状況を掲示する等、維持管理作業の「見える化」を促進

（2）公園をレガシーとして未来へ継承する維持管理

- みどり、竹林、池と桃山公園の景観を地域住民と共に守り、その魅力を広く発信することで未来にレガシーとして継承します。
- 生物多様性の保全
  - ＞育成を図るべき生物相を把握し、継続的にモニタリングを行いながら、適切な対策を実施
- ユニバーサルデザインに配慮した維持管理
  - ＞ピクトサインを用いた情報提供など、誰もが安心して利用できる案内対応の実施

（3）地域と連携・協働した維持管理

- ボランティア団体や地域住民等による維持管理の推進
  - ＞桃山公園の利用者が主体となったコミュニティの創出を支援し、花壇や竹林管理の活動の機会や場の提供を促進

2 事業収支安定化の継続

（1）統括組織を、グループ企業と地元を中心に構成（チーム吹田）

- 20年間に渡り事業を継続する「覚悟」を共有
- その為には、地元を「守る」責任を、地元を中心に結成
- 地域への「感謝」と「恩返し」の心
- 可能な限り内製化を図り、ランニングコストの適正な抑制を図る

（2）知恵と工夫により、適正な投資コントロールを図る

- 事業収支並びに近隣住民の声等を勘案し、当初計画（案）に示された池に隣接する飲食店ではなく、パークセンター内に飲食と物販コーナーを設け、公園を好きになってもらう機会を創出
- 将来的に公園整備が進み、近隣住民の理解、納得、共感が得られた際には、池に隣接する飲食店の出店を計画したい

資金調達計画

（単位：千円）

項目		金額	備考
(1)資金需要合計			
	初期整備費	[redacted]	
	公募対象公園施設の整備費		
	什器備品等調達費		
	特定公園施設の整備費		
	既存施設の解体撤去費		
	事業者の開業に要する諸費用		
	その他		
	合　計		
(2)資金調達合計			
	出資金		
	借入金　小計		
	借入金1		
	リース		
	市からの収入		
	特定公園施設に係る整備費の負担金		
	その他		
	合　計		

◆備考

※1　本事業単独としての事業性がわかるように、各項目を設定（追加・削除）してください。

※2　原則としてA4判1枚に記入してください。（必要に応じ行項目の追加、変更は可とします。）

※3　借入金、支払利息、借入金残高、評価指標に関する項目については、資金調達別に記入してください。
（必要に応じ行項目の追加し、又は変更することは可とします。）

※4　現在価値の算出においては、令和3年4月1日を基準日とし、令和3年度から割り引いて計算してください。

※5　金額については、一円未満は切り捨ててください。ただし，表示は千円単位とします。
（すなわち小数点第三位まで入力し，表示は小数点　第一位を四捨五入します。）

事業収支計画

				1	2	3	4	5	6	7
年度				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
売上	(1)営業収入合計(①+②)									
		①収益事業等による収入								
			公募対象公園施設における収益事業の収入							
			上記以外の収益事業の収入							
		②その他								
			自主事業							
費用	(2)営業費用合計(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)									
		③開業準備費								
		④公募対象公園施設の管理運営費	売上原価							
			人件費							
			維持管理運営費							
			修繕費							
			広告宣伝費							
		⑤他の施設の管理運営費	特定公園施設の管理運営費							
			上記以外の管理運営費							
			自主事業　売上原価							
		⑥光熱水費等	公募対象公園施設部分							
			特定公園施設部分							
		⑦公園施設設置許可等使用料等	公募対象公園施設部分							
			特定公園施設部分							
		⑧公募対象公園施設の売上に対する納付金								
		⑨公租公課								
		⑩減価償却費								
		⑪その他運営費用								
			保険料							
		⑫現状復旧費								
(3)営業外損益合計(⑬−⑭)										
	⑬営業外収入小計									
		営業外収入								
	⑭営業外費用小計									
		支払利息　小計								
			支払利息1							
(4)税引前当期損益((1)−(2)+(3))										
(5)法人税等										
(6)税引後当期損益((4)−(5))										
(7)累積損益										

◆備考

※1　本事業単独としての事業性がわかるように、各項目を設定(追加・削除)してください。

※2　各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください。(令和4年度は7月から翌年3月までとします)

※3　減価償却費に計上する額がある場合には、当該減価償却費算出過程の明細を別途添付願います。

※4　原則としてA3判1枚に記入してください。(必要に応じ行項目の追加、変更は可とします。)

※5　**金額については、一円未満は切り捨ててください。ただし，表示は千円単位とします(すなわち小数点第三位まで入力し，表示は小数点　第一位を四捨五入**

※6　本様式は、Microsoft Excel を使用して作成してください。

（単位：千円）

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	
[redacted]													

入します）。ロ

減価償却費算出過程の明細】

建物相当部分 [redacted]

設備相当部分 [redacted]

単位：円

	建物部分		設備部分		建物＋設備	
	償却費	残存価額	償却費	残存価額	償却費	残存価額
初年度	[redacted]					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

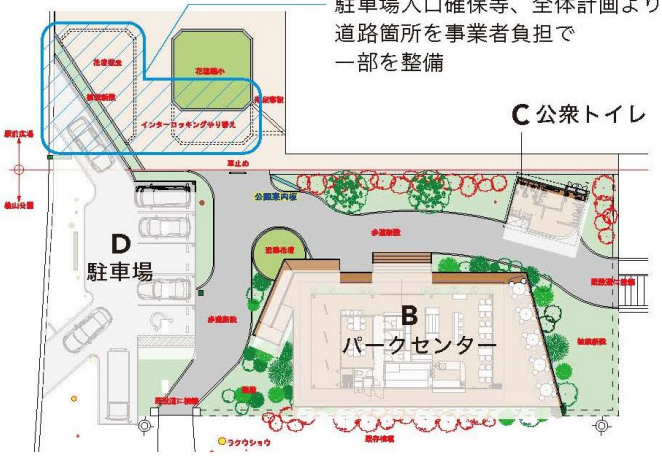
余白

A エントランス広場（特定公園施設）



通勤・通学用を始め生活道路を確保

平面図　S=500



B パークセンター（公募対象公園施設）

受付時間　[パークセンター] 9:00 – 17:30（予定）
[飲食コーナー] 7:00 – 18:00（予定）



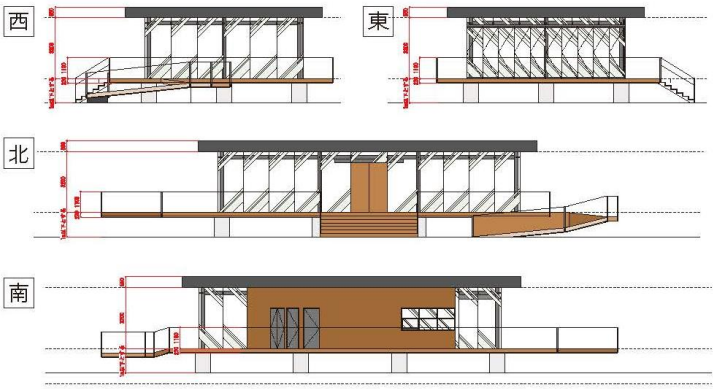


■屋根：折板　■破風板：カラー鋼板
■天井：木板貼　■柱：St パイプ塗装
■外壁ガラス：EPG（Edge Point Glazing）工法
（一部連装スライド折れ戸・左右框なし）
■外部壁面：木板貼または木目磁器タイル貼
■内部壁面：木板貼・AEP 塗装・ビニルクロス貼
■引分け自動ドア：木板貼・片引き自動ドア/テンパー G
■その他外部建具：St 塩ビシート貼
■床デッキ・階段・スロープ：ウッドデッキ貼または
木目磁器タイル貼
■手すり：StFB 塗装

平面図　S=300



立面図　S=300／GLレベルは想定



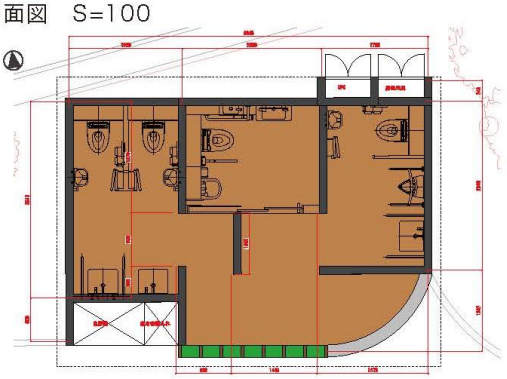
9

C トイレ（特定公園施設）



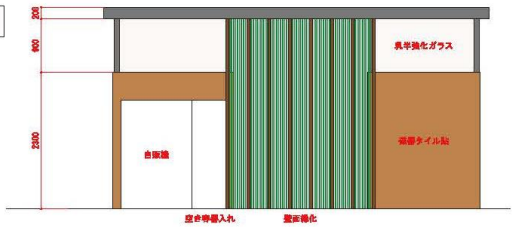
■基本構造：鉄筋コンクリート（耐久年数 60 年）
■屋根：RC　■破風板：カラー鋼板　■天井：木板貼　■柱：St パイプ塗装
■外壁ガラス：強化ガラス（乳半）　■外部壁面：RC・木目磁器タイル貼
■内部壁面：木目磁器タイル貼　■建具：St　■床：木目磁器タイル貼

平面図　S=100



立面図　S=100

南



東



D 駐車場（特定公園施設）

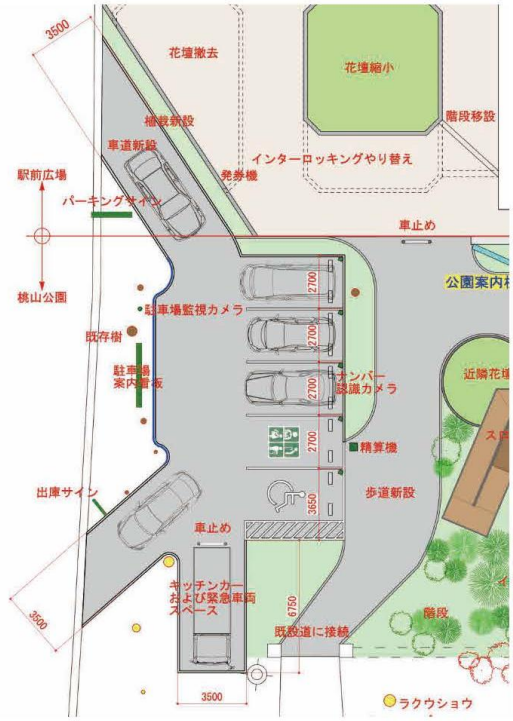
駐車場整備計画の基本的な考え方

当初計画より、近隣住民の意見の反映された
最終計画に至るまで、極力伐採を行わない、
特にラクウショウは１本も切らない事が
優先事項となっております。

① 駐車場台数は５台
② 「障がい者用駐車場」に加え、「ゆずりあい区画」を設置
③ 最も伐採の少ないエリアを設定
④ **ラクウショウ**は伐採しない
⑤ 入口と出口分け、渋滞リスクを軽減



平面図　S=300



E 水上東屋（特定公園施設）

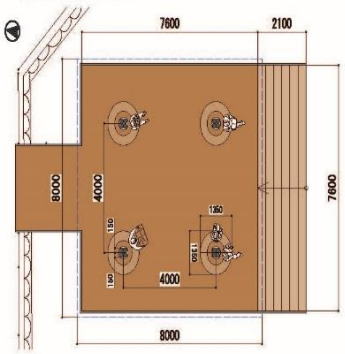
■基本構造：人工地盤にコンクリート打設
■柱・梁：St　■柱根巻：モルタル　■屋根：カラー鋼板
■床：木目磁器タイル貼　■手摺：St-FB　■ベンチ：木製+ブラケット/St



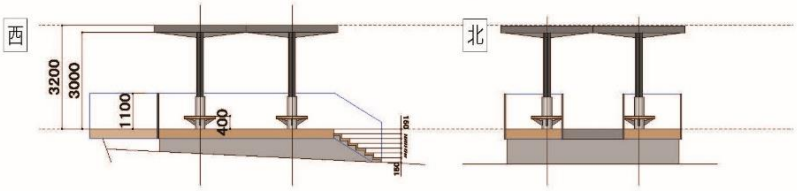
image

昨今の感染対策等の観点から、適切なスペースを確保する事を軸に、間隔をあける事

平面図　S=200

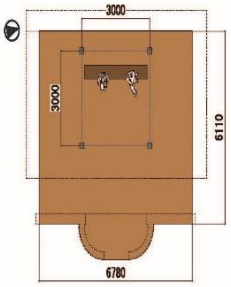


立面図　S=200

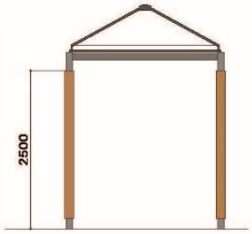


F 休憩所[トイレ跡地]（公募対象公園施設）

平面図　S=200



立面図　S=100



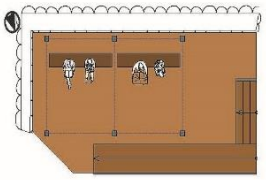


image

■基礎：コンクリート打設
■シェルター：T-12DB（都村製作所）
■床：木目磁器タイル貼

G 休憩所［石垣］（特定公園施設）

平面図　S=200

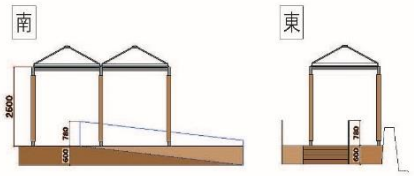




image

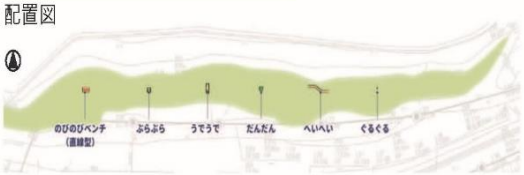
■基礎：コンクリート打設
■シェルター：T-12DB（都村製作所）
■床：木目磁器タイル貼

立面図　S=200



H 遊具公園（特定公園施設）

配置図







事業全体スケジュール 私たちは、20年間に渡り事業を継続致します。

		R3年3月	R3年4月	R3年7月			R4年4月		R24年3月31日
区分					工事		営業	解体・撤去 現状復旧	
					協議・設計	施工			
P-PFI	公募対象公園施設	約定締結	基本期間	引継ぎ	設置管理許可更新／5年				
	特定公園施設				工事期間		指定管理期間		
指定管理	園地全体				指定管理期間				

工事期間（工程表） ○工事期間中は、当該公園利用者の安全確保に最大限配慮致します。

プロジェクト名	顧客名
桃山公園 公募対象公園施設／特定公園施設	桃山公園指定管理者

内容	2022年								2023年			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
実施設計	→											
各種設計	→											
解体①東屋		→										
解体②公衆トイレ			→									
解体③休憩所			→									
エントランス整備			→									
駐車場整備								→				
パークセンター建設						→						
上記什器備品設置									→			
上記スタッフトレーニング										→		
東屋建築									→			
公衆トイレ建築									→			
休憩所新設							→					
休憩所新設（トイレ跡地）								→				
健康器具設置									→			
総合案内板設置									→			
各種検査										→		
是正工事											→	
施設お引渡し											◆	

施設引渡し期限、開業準備期間 管理運営業務の開始日等

① 施設引渡し予定 2023年3月31日

② ビジネスセンター開業準備期間 2023年3月1日~31日

③ 管理運営業務開始予定日 2023年4月1日

整備・管理運営計画　施設の管理運営計画

公園の管理運営における基本理念

千里ニュータウン地域の桃山台駅に隣接し、万博記念公園、千里緑地、服部緑地等と連坦し"みどりの骨格"を形成、同時に北大阪の生物多様性保全や環境保全にも役立たれており、豊かなみどりと千里丘陵の原風景を楽しめる公園として地域住民中心に親しまれております。一方で、利用者が限定され、また公園施設の老朽化が進み、「利用者と非利用者」「今と未来像」に大きな乖離が生じている事も事実です。
これらの背景・課題に対し、我々は公園管理の方針として「パークコミュニティ」をキーワードに、桃山公園の管理運営を行います。

公園を起点としたコミュニティづくり　～地域住民と共に共存共創で新しい桃山公園の魅力を増幅します～



管理運営方針　～パークコミュニティ実現～

○未来へつなぐ公園像を目指したテーマ設定

指定管理者として、「公園の魅力と地域特性」と「これまでに取り組んできた実績と将来像」に的を絞った管理運営テーマを定め、利便性や快適性に配慮し、吹田市が目指す目標像［パークビジョン］に示された公園像を実現致します。

01 公園を知ってもらう

・パークセンター内に「みどりの情報発信」始め、公園の魅力を公開
・シップヘルスケアHD（社員数：15,000人）発信力を活用し、統括組織を軸にチーム吹田として情報を発信
・同時に、SNS等を活用し、イベントや四季の移り変わり等の情報を適宜発信

02 公園を楽しんでもらう

・パークセンター内に昔懐かしい純喫茶をイメージした飲食店を設置し、
「語り」が出来る場を提供し、多世代のコミュニケーションが可能な演出を図る
・メニューには、ホットケーキやプリンアラモード等、目を細めて昔を懐かしみ、各世代との語りの中で
目を輝かせる子供たちが楽しめる場を提供
・構成団体C社（シップヘルスケアフード）が取り組んでいるB型就労支援の「水耕栽培」で育てた野菜を、
飲食店にて提供するほか、購入も可能
・物販のテーマは「地産地消」とし、吹田市内の地元野菜や特産物を販売
・企画・イベントは華美にならず、自然・植物・歴史・文化などの固有の資源を活用し、
親から子の、祖父祖母から孫の世代へ、伝承をキーワードとしたイベントを企画・遂行（竹細工教室など）
・子育て世代向けには、ご要望の高いキッチンカーを定期的に設置し、パークセンター付近、
新たに設置する見晴台（現：公衆トイレ）や東屋などで自然と共に楽しんで頂く場の提供
・また、地域学校への協力を要請し、写生大会などを実施頂きビジターセンター内で展示及びコンクールを企画・遂行
・健康遊具の更新に伴い、「遊び以上、トレーニング未満」をコンセプトに、
ウオーミングアップ→チャレンジ→リラックスをプログラム化し、楽しく継続出来る場を提供

03 公園を好きになってもらう

・現在既に活動されているボランティア団体（千里竹の会、愛好会）
連合自治会（桃山台自自団体協議会）、自治体（吹田市）と定期的な公園協議会を開催し、
活動の「みえる化」を図ると同時に、計画的な活動とする
・不定期で活動されているボランティア団体（桃山公園クラブ）始め、
地域住民参加型の活動を、イベント化する
・現在も利用されている通学・通勤路をパークセンターを起点として、誰でも安心安全に利用出来るよう
整備し、自然と調和する公衆トイレをエントランスエリアへ移設することで利便性向上を図る

様式Ⅱ－14

価　額　提　案　書

1 桃山公園魅力向上事業公募設置等指針、及び桃山公園指定管理者募集要項2 に基づき、以下の金額を提案します。

【使用料及び整備費】

1. 公募対象公園施設の管理許可に係る提案額（㎡単価）

		万	千	百	拾	円	
¥			4	0	0	0	／㎡

【最低額】4,000 円 ㎡・年

2. 公募対象公園施設（新設　土地）の設置管理許可に係る提案額（㎡単価）

		万	千	百	拾	円	
¥			2	0	0	0	／㎡

【最低額】2,000 円 ㎡・年

3. 公募対象公園施設（新設　水面※建物設置除く）の設置管理許可に係る提案額（㎡単価）

		万	千	百	拾	円	
¥					1	5	／㎡

【最低額】15 円 ㎡・年

4. 特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額

		千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	1	1	4	8	4	0	0	0	0

【上限額】117,000 千円

／【参考】特定公園施設整備に係る応募者負担額0

			千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
応募者 負担額	¥		1	2	7	6	0	0	0	0

【売上還元】

5.　公募対象公園施設の売上に応じた公園への還元策について具体的に記載してください。

①　イベント及び健康プログラムの実施
②　ボランティア活動の支援
，　パンフレットなどの広報ツールの製作

※数字は算用数字を用いてください。
※提案を行わない項目は、無記入としてください。
※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

様式Ⅲ－1

桃山公園指定管理者指定申請書

令和3年11月3日

吹　田　市　長　　殿

（申請者）所　在　地　大阪府吹田市春日３丁目２０－８
グループ名　グリーンホスピタルサプライ
団　体　名　グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表者氏名　城守（ジョウモリ）　淳（マコト）　[redacted]
生 年 月 日　[redacted]
電 話 番 号　06-6369-0092

下記の公園について、指定管理者の指定を受けたいので、吹田市都市公園条例第20条第2項の規定により申請します。

記

公園の名称　　桃山公園

(注)　申請に当たっては、次の書類を添付してください。
(1) 事業計画書
(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
(3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
(4) 団体の概要を記載した書類
(5) その他市長が必要と認める書類

指定管理者事業計画　概要書　（桃山公園）

様式Ⅲ-4～16の概要及び要点について制限字数内でご記入ください。
※記載にあたっては、申請者名、グループ名が特定できるような記載は行わないでください。
※行・列を増やさないでください。

分類		記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
全体計画	管理運営方針	事業の目的やコンセプト、管理運営方針を十分に理解しているか ①（事業の目的に合致した管理運営方針と管理運営計画、長期の指定期間に対応した方針について具体的に記述してください。）	Ⅲ-4	本公園の管理運営は以下に述べる方針の基づき、持続可能な安定経営を行います。まず、柔軟で公平な運用を行うことで、安全、安心な公園利用を確保します。美観及び清潔な公園づくりに努め、千里丘陵の原風景、ラクウショウ等の木々を保護します。そして、利用者、潜在層の声を広く集め、市民のニーズを反映する運営により、認知度の向上、利用者層の多様化を実現し、多世代交流の場としての活用を推進します。さらに、地域協働により、市民、行政、事業者の交流促進を目指し、運営を効率的、効果的に行うことに努めます。社会潮流の変化に対応しつつ、長期的視点に立ち、多くの本公園の魅力を将来世代へ継承します。
		すべての利用者が平等に利用できるための配慮がなされているか ②（市民の平等利用の確保を図るための方策や子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、全ての市民による施設利用に対する配慮について、具体的に記述してください。）	Ⅲ-5	本公園は都市公園法に基づく公の施設であるため、私たちは指定管理者として地方自治法第244条第2項，第3項の主旨に則り、正当な理由なく市民の施設利用を拒まず、不当な差別的扱いを排除いたします。また、特定の個人や団体の利用を優先せず、子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、全ての市民が安全、安心、快適に過ごせるように努めます。
		公園の管理運営を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理運営体制となっているか （組織図、職員数、職務分担、職務内容、ローテーション、 ③ 就業条件等の執行体制について、また、資格、実務経験等の人的能力について、具体的に記述してください。） 1）執行体制 2）人的能力	Ⅲ-6	本公園の指定管理者として、責任ある業務実行体制を確立するために、以下の事項を実施いたします。①パークセンターを拠点とし、公園全体の管理運営についての総合マネジメントを行う総括責任者とそのスタッフとして業務担当者を配置し、迅速な実行力と変化への対応力を確保します。②構成団体企業担当者と現場が一体となり、相互補完による組織力を発揮します。③関連グループによる万全のサポート体制により、万が一の事態にも対応します。また、現場で勤務にあたる者は、コミュニケーション能力や公園管理に必要な知識・姿勢があり、地域の実情に詳しく、地元愛のある者を確保し、配置します。

実施体制	個人情報保護、防犯や防災、事故防止等、利用者の安全確保策及び事故発生時、災害時その他緊急時の危機管理体制が十分にとられているか （当該管理業務におけるリスクとその回避方法、所内研修など、PDCAの取組、業務継続等に対する危機管理体制が十分にとられているかについて、具体的に記述してください。） ④	Ⅲ-7	私たちは、利用者の安全第一を考慮し、安全研修、定期的な訓練実施や日常の巡回、点検等によって安全対策を徹底し、事故や自然災害・感染症などの未然防止に取り組みます。万が一の事故や災害等が発生した場合は、速やかに被害の最小化に向けて、全力で対応します。実効性の担保のため、「桃山公園危機管理マニュアル」を策定し、有事への対処を具体的に想定します。構成企業団体内の24時間365日の管制センターや構成団体代表企業のバックアップ等により、業務継続を図ると共に、災害発生時の避難場所としての機能を果たします。また、申請事務等で知り得た利用者の個人情報は、関係法令に則り、実効的な手段と指導研修により、保護を徹底します。
	法人等の経営状況（財務基盤）が安定しているか （過去３事業年度の決算書や実績を基に、財務状況について、具体的に記述してください。） ⑤	Ⅲ-8	本公園の管理運営は上場企業、上場企業の連結子会社などを含む5社共同で、指定管理業務を行います。 創業から安定して50年を越える伝統のある企業、地盤をしっかりと固めている企業など様々な企業で構成されております。 新型コロナウイルスの影響もあり、直近では減収となっている企業もありますが、主要な構成団体企業は3期連続増収増益となっております。 今後も安定した経営を続けて参ります。
維持管理	既存樹木、池の水質管理など自然環境や景観に配慮し、あらゆる世代の利用者にとって居心地のよい空間となる取組が提案されているか 上記の視点及び管理運営業務仕様書をふまえて下記についての管理内容、管理作業の時期、年間実施回数等について具体的に記述してください。 ・植物管理（樹木管理、樹林・竹林管理、草花管理、草地管理、自然資源の保全に配慮した植物管理）について ・施設管理（施設点検、施設修繕、遊具の安全管理、衛生管理） ・池の水質管理（生態系に配慮した水草の清掃等） ・清掃等 ⑥	Ⅲ-9	植物管理においては、維持管理計画を策定し、適切な時期や方法で管理し、美しい景観と利用しやすい快適で安全・安心な空間を提供することに努めます。また、竹林に関してはボランティア団体「竹林の会」と連携し、現在の管理を継続します。万が一、気象災害等での倒木や枯損木が発生した場合については、吹田市と協議の上、出来る限り速やかに、撤去、補植等の措置を行い、都市空間における貴重な緑空間の保全に努めます。施設管理においては、きめ細かな点検と問題の早期発見による適切な修繕、予防保全等を実施すると共に、吹田市と連携しながら施設の長寿命化に努め、安全かつ快適な空間を創出します。また、園内の掃除は年間311日実施し、何らかの処置が必要と判断された箇所については、速やかに清掃、修繕等の対応を実施します。特にトイレは、必要に応じて清掃回数を増やします。公園の中心に位置する春日大池へは、水面清掃船を配置し、池面のゴミ等の回収を定期的に実施します。さらに、照明のLED化の推進など省エネルギー化や廃棄物の減量等、環境負荷の低減に努めます。

分類		記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
管理運営業務	運営管理	・公園を活用し、多様なテーマを取り上げたプログラムを計画しているか ・子育て世代、若い世代、働き盛り世代、高齢者などあらゆる世代の憩いの場所となる内容になっているか ・年間を通じた利用者の増加や満足度の向上に繋がる提案がなされているか ・社会潮流を見ながら適切に対応できる具体的な提案がなされているか ⑦ 上記視点をふまえて下記項目について、具体的に記述してください。 ・サービス向上を図るための利用者特性を捉えた施設の活用方策や職員の接遇・人権等に係る研修計画について ・利用者の維保や施設の利用促進の方策、広報活動、他の機関や団体との連携について ・利用者ニーズの把握、利用者及び近隣住民からの苦情・要望（駐車場の渋滞対策や釣り人対策等）への対応の考え方や方策及び管理運営業務への反映に係る体制・方策について ・指定管理期間に係るサービスについて、固定化しないサービスの提供の考え方や方策について	Ⅲ-10	私たちは本公園に求められる利用者及び社会的ニーズと役割を理解し、より多様性があり魅力の向上を実現するためのサービス、プログラムを提供しまず。それらは社会潮流を踏まえ内容の改善や変更を行い、今後２０年の運営を見据え、特に現在利用数が限られている学童、未就学児を始めとし、子育て世代の公園利用を促し、利用者層の拡大を図ります。また、利用者の拡大や多様化を推進していくにあたり、様々な価値観をもった方々の交流には、モラルやマナーに違反する行為やトラブル、クレームの発生が想定されます。私達は当事者間の公平な対話を基本とし協力、理解を求め、原因の分析とマナーアップ啓発等を行い、利用者の棲み分けを図ると共に、未然防止の観点から、禁止看板や巡視によって周囲に危険を及ぼす行為の根絶に努めます。
	安全対策	安全の確保等、回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な対策が提案されているか ⑧ （日常的な維持管理、利用者の安全確保、事故防止対策や各種訓練の実施計画、緊急時の体制について、具体的に記述してください。）	Ⅲ-11	新型コロナ等感染症の流行中に際しては、従事する社員は、出社前に必ず検温し、37.5℃以上の場合は、出勤を取りやめ、パークセンター、トイレ、その他衛生施設の衛生管理を徹底して行います。また、対策が不十分なイベント等は延期、中止します。パークセンターには、AEDと救急箱を設置し、スタッフには普通救命講習の受講を義務付けます。また、熱中症対策として「補給飲料を用意すると共に、施設における事故等に備え、維持管理作業は、作業者、利用者の安全を最優先事項とし、繁忙期等を避け、マニュアルに基づく作業を実施します。また、従業員や委託業者は1年に1回安全管理講習等の受講を義務付けます。さらに、緊急時には、定められた緊急連絡体制図に基づき、早期対処、被害の極小化を図ります。
	市民協働	協議会の運営等の市民や住民団体との協働による取組が具体的に提案されているか ⑨ （協議会の運営、ボランティアの支援、市民活動の誘発や人材発掘にかかる取組を込まえて、市民協働による事業の実施提案について、具体的に記述してください）	Ⅲ-12	私たちは、地域住民、関係団体（連合自治会、ボランティア団体想定）の代表者、吹田市、指定管理者等の多様な主体により「豊かなみどり環境」を、地域社会全体で維持管理し、公園が持つポテンシャルを最大限に発揮できるよう公園の利活用の促進、発展に向け、「公園協議会」を新設し、原則として3か月に1回議会を開催すると共に、管理運営について平等に意志決定が行えるよう「桃山公園協議会規約」を定めます。また、自然豊かな魅力ある公園づくりの促進や景観の維持、地域と一体となった公園利用の活性化を図るため、地域ボランティア（千里竹の会、愛好会、桃山公園クラブ）の活動、資器材の提供及び組織運営発信等により持続的支援を今後も継続的に行います。

自主事業	公園及び図書館の目的に合った自主事業の提案がなされているか （施設の効用を高め、市民サービスの向上につながる実施可能な事業の提案について、また、自主事業の利用者負担の考え方について、具体的に記述してください。） ⑩	Ⅲ-13	私たちは利用者の満足度向上のため、公園内において利用促進プログラム、イベントの実施や自動販売機の設置、キッチンカーの出展、グッズの販売等、多様な自主事業サービスを展開します。自主事業の収入から得た利益の一部を新たなプログラムやイベントの実施、ボランティア活動支援、パンフレット制作等、公園の管理運営に還元することで、更なる魅力向上と、利用促進の好循環を生み出します。また、自主事業サービスの実施に当たっては、吹田市、地域にとってお互いに価値のある取り組みを行い、安全性や公平性に配慮し、吹田市と十分な協議を行います。
実績	類似施設の管理の実績があるか （類似事業の実績とその成果について、特にアピールできる内容等について、具体的に記述してください。） ⑪	Ⅲ-14	●大阪府営「箕面公園」の維持管理業務：2009年4月1日、箕面公園の指定管理業務を構成団体企業の1社が企業共同体として受託し、2012年3月31日まで同公園内に事務所を設置し、維持管理業務を実施しました。特に長期的視点から後継樹の育成や景観整備を重点にした植栽管理を実施しました。また、府民、ボランティア、行政からなる「モミジ再生ワーキング」を開催し官民による同公園の保全に大いに役立てることができました。 ●天王寺公園エントランスエリア「てんしば」の警備業務：2015年10月1日、近鉄グループである近鉄不動産（株）が大阪市より大阪市天王寺公園エントランスエリア『てんしば』の指定管理者となりました。構成団体企業の1社が日中における安全・安心で快適な施設利用に即した人的警備又、夜間における機械警備業務を担当しています。高齢者や障害者・子育て世代への安全配慮体制、緊急時における関係機関（警察・消防等）への連絡・近隣当社警備施設との連携により、日々変化する事象にも適切に対応し、お客様に寄り添うソフトな警備及び防犯カメラ等の防犯機器を駆使した警備を実施しています。

分類	記載事項	様式	記入欄 ※（500字以内）
地元配慮	構成団体に、地域活性化に資する地元企業等が含まれているか 団体の所在地が市内であること ⑫ 法人又は団体の所在地について、下記のどれに該当するか及び所在地について記述してください。 ア　市内に、法人又は団体の本店がある。 イ　市内に、法人又は団体の支店、営業所がある ウ　市内に、法人又は団体の本店・支店・営業所がない	Ⅲ-15	ア　市内に法人又は団体の本店がある。 A社　大阪府吹田市春日 内 C社　大阪府吹田市春日 内 D社　大阪府吹田市春日 内
価格提案 指定管理料	・市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額を比較し、削減率について記述してください。 ⑬	Ⅲ-16	市の上限指定管理料365,849千円に対し、提案する指定管理料は365,691千円となり、削減率0.04%となっております。利益が出た場合には、イベント等の地域還元を行い、住民の皆様に還元できるように心がけて参ります。

桃山公園
指定管理者事業計画
提案書

【記載における注意事項】
・公募設置等指針、指定管理者募集要項に記載されている事項をふまえて作成してください。
・用紙の向きは、A4 判は縦置き、A3 判は横置きとしてください。
・図面および図表を除き、書体サイズは 10.5 ポイント以上を基本とし、横書きとしてください。
・各様式については、A3 の場合は 8 枚、A4 の場合は 16 枚を上限とします。
・「副本」については、応募法人等の名称、構成員の企業名等が類推できる記載の他、応募者を特定できる表現はしないでください。
・デザインは自由とします。

法人又は団体の名称	グリーンホスピタルサプライ
代　表　者　氏　名	城守　淳
所 在 地 （ 住 所 ）	〒565-0853　大阪府吹田市春日 3 丁目 20-8
担　当　者　氏　名	[redacted]
電　　話　　番　　号	06-6369-0092
F　　A　　X	06-6369-3191
E － m a i l	[redacted]

(32)

全体計画　管理運営方針　（目的やコンセプト）

1）管理運営方針

本公園の管理運営は、下記方針に基づき、持続可能な安定経営を行います。



- 柔軟で公平な運用を行うことで、**安全、安心な公園**利用を確保します。
- 美観及び清潔な公園づくりに努め、千里丘陵の原風景、ラクウショウ等の木々を**保護**します。
- 利用者の声、潜在層の声を広く集め市民のニーズを反映する運営により、認知度の向上、利用者層の多様化を実現し、**多世代交流の場**としての活用を推進し、地域協働により市民、行政、事業者の交流促進を目指します。
- 効率的・効果的な運営より、利用者への**サービス水準の維持向上の継続**に努め、社会潮流の変化に対応しつつ、長期的な視点に立ち、本公園の自然、魅力を将来世代へ継承します。

2）公園の目指すべき将来像

ア　防犯・防災等、安全力の向上

① 誰もが快適に訪れることが出来るよう平等性を確保し、安全のため、万全の対策を講じます。また、利用者に最新の情報提供や注意喚起を行い、事故の未然防止に努めます。

② 緊急時における連絡手段や防災物資の確保を行うと共に地域住民の意識の普及啓発を図り、吹田市、連合自治会、消防・警察等と連携し有事の対応力向上を目指します。

イ　地域資源の保護と活用

① 春日大池と千里の竹林を始め、歴史ある自然環境を守り、四季を通じて自然の魅力を楽しむ場所として長く市民に愛される公園づくりを行います。

② 公園資源を活用し、本公園ならではの魅力を創出、継承します。

ウ　市民の力による地域の活性化

① ボランティア活動を強化拡大し、多世代が交わるイベントを行います。文化の継承と認知の拡大により集客向上、交流の場の創出を実現します。

② 利用者や潜在層の声を広く集め、ニーズに沿った運営、プログラム等の企画により、「20 年間の維持活動ではなく 20 年間の創出活動」を行い地域活性化に取り組みます。

エ　効果的、効率的な運営

これまでの事業で培った経験と実績を基に、持続可能な運営体制を築きます。また、代表企業の創業の地であることから、地域貢献に関する経験やネットワークを活かし、これからも信頼関係構築と地域振興への活動を継続します。

オ　SDGs 活動

私たちはグループミッションのもと、SDGs 目標 3、17 を重点に取り組む中で、「笑顔で心と体を元気に」、そして「緑と街を未来へ繋げる」ため、全目標に貢献することに努めます。



※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

全体計画　管理運営方針　（平等利用）

1）平等利用の基本的な考え方

本公園は都市公園法に基づく公の施設であるため、私たちは指定管理者として地方自治法第244条第2項，第3項の主旨に則り、正当な理由なく市民の施設利用を拒まず、不当な差別的扱いを排除いたします。また、特定の個人や団体の利用を優先せず、子どもから高齢者まで幅広い世代に加え、障がい者や外国人など、全ての市民が安全、安心、快適に過ごせるよう以下に挙げる活動に努めます

ア　施設の利用

不適切な利用や要望に対しては注意を促し、状況により丁寧に理解を求め、利用者の安全安心に努めます。また、施設の利用申し込み方法等はわかりやすく明示し、特定の団体や個人に対し便宜を図るなどの優遇や差別的な対応を行いません。

イ　情報の発信

意見、苦情の受付、情報発信は一つの方法に限らず様々な方法で行い、誰もがスムーズに情報を取得、発信可能な環境づくりを図ります。

ウ　運用

日々の管理運営業務において平等利用の点で課題が生じた場合は、新設される公園協議会にて必要な改善を検討し、平等利用の確保に努めます。サービスの提供にあたっては、対応者による格差が生じないよう人権研修を始め、適切な研修により品質向上を実現します。

2）公園利用時の配慮

本公園で計画している内容は、次のとおりです。

筆談対応	スロープの設置等バリアフリー化を実現します。また、センター内に、筆談用具を常備いたします。	
専用区画の設置	「車いす使用者用駐車区画」、「ゆずりあい駐車区画」を、駐車場に設置し、運用します。	
多言語対応	携帯翻訳機の導入 ポケトークの配備により、言語的障壁を軽減します。	
情報発信	情報発信は一つの方法に限らずHP、園内掲示板、パンフレット等、様々な方法で行い、誰もがスムーズに情報を取得、発信可能な環境づくりを図ります	
苦情対応	現地での意見箱、職員の受付、新設の公園協議会、その他HP等、多様なコミュニケーションツールにより、ご意見、苦情等を収集し、対応は特定の利用者の意見に偏らないよう配慮します。	

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

全体計画　実施体制　（管理運営体制）

1）執行体制

－ 責任ある事業執行を確立するために －

総括責任者の配置 ▶ 迅速な実行力と変化への対応力

一体管理 ▶ 担当者、現場の相互補完による組織力の発揮

関連グループ支援 ▶ 関連グループ会社による万全のサポート体制

本事業を円滑かつ適切に管理するため、以下の体制を整備いたします。

ア　総括責任者の配置

パークセンターを拠点とし、公園全体の管理運営についての総合的なマネジメントを行う総括責任者と、総括責任者を補佐し、施設の維持管理等を行う業務担当者をスタッフとして配置します。

また、スタッフ全員が実務シフトでのプレーヤーとなるマルチタスクシステムによる少人数であっても、確実に業務に対応できる配置を実現します。

イ　一体的管理

構成団体企業内に、担当部署（担当者）を設置し、現場と一体となった相互連携体制を整えます。

① 担当者は、必要な人員の確保や、内部・外部の研修計画の策定、現場応援等、主に現場のサポートを担います。

② 毎日、総括責任者は構成団体企業内管制センター（24 時間対応）と Web 上で朝礼を実施し、日々の情報共有に注力します。

③ 定例会議（Web 会議含む）を毎月 1 回開催し、公園の利用状況や課題等を把握すると共に、新たな目標の設定や各種評価に基づく改善策の検討、支援内容等の項目の進捗確認を実施します。

ウ　Ｓホールディングス支援

50 社を超える関連会社の社員の中から、有資格者による支援体制を構築し、グループ全体で本事業をサポートします。

2）人的能力

公園の運営管理においては、様々な利用者のニーズを反映し、かつ時流に即した柔軟な思考で公園管理に当たる次の方針に基づいた人員及び管理実績や類似施設での業務経験のある者を確保し、本事業に関わる各所に構成団体企業から配属します。

○　平等、安全安心を基本として、公園管理に必要な知識・姿勢のある者
○　明るい笑顔であいさつが出来、コミュニケーション能力のある者
○　地域の実情に詳しく、地元愛のある者

また、業務内容に適した専門的な有資格者の配置を積極的に推進し、資格取得の奨励（表彰制度の導入）などに取り組みます。

全体計画　実施体制　（管理運営体制）　補足資料

構成企業団体（指定管理）

- グリーンホスピタルサプライ株式会社　：　業務統括
  - 日本パナユーズ株式会社：管理運営業務（植物管理を除く）
  - シップヘルスケアフード株式会社：　自主事業
  - 川西造園株式会社：　植物管理
  - 株式会社堀田工務店：　修繕
  - パラカ株式会社：　自主事業

人員配置計画

■ 総括表

役職	就業条件	職務内容	能力、実務経験等	備考
総括責任者	常勤	全体マネジメント	施設の管理運営等実務経験者 普通救命講習修了	
業務担当①	非常勤	維持管理等	類似施設の経験者又は同等以上の能力 普通救命講習修了	
業務担当②	非常勤	維持管理等	類似施設の経験者又は同等以上の能力 普通救命講習修了	

■ ローテーション表（月間シフト）例

	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月	備考
総括責任者	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	40H/週
業務担当①		△		△		△		△		△		△		△		△	20H以内/週
業務担当②	△		△		△		△		△		△		△		△		20H以内/週

	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火		備考
総括責任者	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		40H/週
業務担当①	△	△		△		△		△		△		△		△			20H以内/週
業務担当②	△		△		△		△		△		△		△		△		20H以内/週

↑
社内定例会議実施　　※イベント、突発事項により、臨時出勤の場合あり

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

全体計画　実施体制　（危機管理体制）

１）安全確保及び事故・災害発生時の基本的な考え方

私たちは、利用者の安全第一を考慮し、安全研修、定期的な訓練実施や日常の巡回、点検等によって安全対策を徹底し、事故や自然災害・感染症などの未然防止に取り組みます。万が一の事故や災害等が発生した場合は、速やかに被害の最小化に向けて、全力で対応します。

また、申請事務等で知り得た利用者の個人情報は、関係法令に則り、実効的な手段と指導研修により、保護を徹底します。

２）緊急時対応・体制の徹底

ア　危機管理マニュアルを用いた所内研修

私たちは吹田市と協議の上、BCP 計画を軸とした「桃山公園危機管理マニュアル」を策定し、各現場担当者の、任務、事故発生時の緊急連絡体制を定め、緊急時に備え、業務継続を図ります。マニュアルの更新は、構成団体企業担当者が随時、チェック、課題を抽出、見直しを図り、朝礼、定期訓練、巡回指導、KY 活動等の教育・研修の機会に周知徹底を図ります。



緊急事態発生時の基本対応３項目

想定項目
- □　火災
- □　救急対応
- □　不審者・不審物
- □　車両事故
- □　自然災害　　等

イ　管制センター

私たちは構成団体企業内に、夜間休日を含め 24 時間 365 日稼働し、日夜勤務する社員をバックアップする管制センターを有しています。平時は、勤務員の勤怠管理や連絡調整を担っていますが、緊急時には、災害対策本部となり、業務用携帯電話で連絡が不通の場合は、IP 無線の活用による安否確認や業務継続をサポートします。

ウ　緊急バックアップ

構成団体の代表企業は、公園から近隣に位置し人的、物的な資源、地域におけるネットワークを活用して、応援者の派遣、備蓄品、救援資器材の提供等を実施します。

また、夜間参集が必要な場合は、近隣者で支援体制を組みます。

エ　緊急時の復旧体制

事故や災害発生時等において施設に被害が発生した場合は、吹田市内の事業者ネットワークを活用することで公園内の安全復旧活動を加速させる、協力会社支援体制を確立します。


構成団体企業　管制センター

３）自然災害への備え

地震や台風等の災害時には、利用者の身体・生命の確保を最優先とし、吹田市の方針に沿った対応方法を「桃山公園危機管理マニュアル」に盛り込みます。特に、風水害の警報発表が予想される場合には、気象情報の収集を行い、事前準備により発表に備えます。また、被害が発生した場合は、危険個所への立ち入り禁止措置や緊急措置、吹田市と協議の上、掲示物やホームページ等で情報発信等、迅速かつ的確な対応を行います。

さらに、災害発生時には、本公園の維持の他、避難場所としての支援を行います。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

全体計画　実施体制　（経営状況）

1）A. グリーンホスピタルサプライ株式会社

①. 創業：1992 年
②. 従業員数：484 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
営業収益	[redacted]		
営業費用			
営業利益			
経常利益			

※上場会社の連結子会社

2）B. 日本パナユーズ株式会社

①. 創業：1971 年
②. 従業員数：819 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
営業収益	[redacted]		
営業費用			
営業利益			
経常利益			

※上場会社の連結子会社

3）C. シップヘルスケアフード株式会社

①. 創業：1982 年
②. 従業員数：988 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
営業収益	[redacted]		
営業費用			
営業利益			
経常利益			

※上場会社の連結子会社

4）D. 川西造園株式会社

①. 創業：1970 年
②. 従業員数：3 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
営業収益	[redacted]		
営業費用			
営業利益			
経常利益			

※桃山公園の近隣に位置し、創業から 50 年間吹田市との実績が豊富

5）E. 株式会社堀田工務店

①. 創業：1952 年
②. 従業員数：25 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
営業収益	[redacted]		
営業費用			
営業利益			
経常利益			

※桃山公園の近隣に位置し、創業から 70 年間吹田市との実績が豊富

6）F. パラカ株式会社

①. 創業：1997 年
②. 従業員数：85 人
③. 経営状況

（単位：百万円）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度
営業収益	13, 670	14, 085	12, 471
営業費用	1, 495	1, 535	1, 393
営業利益	2, 153	2, 272	1, 393
経常利益	1, 952	2, 076	1, 185

※上場会社

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。
※グループ応募の場合は、構成団体ごとに作成してください。

管理運営業務　維持管理

1）維持管理の基本的な考え方

－ より良い公園を目指して －

① 安全安心して利用出来る場所をいつでも提供

② あらゆる世代の利用者にとって快適な空間づくり

③ 環境負荷に配慮した取り組み

2）植物管理

植物管理については、対象となる樹木・草木の種別ごとと季節に合わせた管理を的確に行うため、別紙のとおり維持管理計画を策定します。剪定、刈り込み、除草、施肥等、植物の生育に合わせ、適切な時期や方法で実施し、美しい景観と利用者が利用しやすい快適で安全な空間を提供することに努めます。

また、竹林に関してはボランティア団体「竹林の会」と連携し、協働での作業や用具の貸出し等フォローをしつつ、現在の管理を継続します。

万が一、気象災害等での倒木や枯損木が発生した場合については、吹田市と協議の上、出来る限り速やかに、撤去、補植等の措置を行い、都市空間における貴重な緑空間の保全に努めます。補植する樹木は、幼木から根を張り、現地の環境で、より大きく生育できるよう考慮いたします。

3）施設管理、池の水質、清掃管理

ア　施設管理

私たちは、きめ細やかな点検と問題の早期発見による適切な修繕、予防保全等を実施すると共に、吹田市と連携しながら施設の長寿命化に努め、安全かつ快適な空間を創出します。園地やベンチ等の公園施設、遊具は、点検等により常に安全性を保持することに努めます。

また、日常点検に際しては、必ず作成したチェックリストを用いて、ヌケ・モレの無いように実施し、業務のレベルを一定に保つと共に、確実な各種法定点検により、適正な状態に整備します。

イ　清掃

園内の掃除は年間 311 日実施し、その中でなんらかの処置の必要性を確認した箇所については、速やかに清掃、修繕等の対応を実施します。特にトイレは、重点的に巡回し、必要に応じて清掃回数を増やします。

また、公園の中心に位置する春日大池への対応として、水面清掃船を配置し、湖面のゴミ等の回収を定期的に実施します。

ウ　環境

照明の LED 化の推進など省エネルギー化や廃棄物の減量等、環境負荷の低減につながるように努めます。



エ　セルフモニタリング

各種業務が仕様書や提案書等に定められているとおり、適正に行われているか、構成団体企業がセルフモニタリングを実施し、改善点がある場合は速やかに対応し、業務の水準を維持に努めます。

管理運営業務　維持管理　補足資料

年間スケジュール例

区分	作業の種類	数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
植物管理	剪定業務	年2	回							2,523㎡
	高木剪定業務	適宜								
	樹木等保持業務	適宜								
	補植業務	適宜								
	樹木健全度業務	適宜								5年に1回
	草花植付（配布）業務	年3	回							49.95㎡
	除草業務	年2	回							
	枝葉木粉砕業務	適宜								
施設管理	巡視	毎日1	回							(12/29～1/3除く)
	遊具塗装業務	適宜								
	公園等施設補修業務	適宜								
	街路灯及び公園灯工事	適宜								順次30基
	公園遊具点検	年1	回							定期/精密
	衛生管理	適宜								
清掃	園内落葉清掃	適宜								
	公園等清掃業務	週3	回							年間311日
	ゴミ回収業務	週1	回							3基
	残土残滓処分業務	適宜								
	便所清掃業務	適宜								
	公共下水道水路等清掃業務	適宜								
	池清掃	適宜								年6回

区分	作業の種類	数量	単位	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
植物管理	剪定業務	年2	回							2,523㎡
	高木剪定業務	適宜								
	樹木等保持業務	適宜								
	補植業務	適宜								
	樹木健全度業務	適宜								5年に1回
	草花植付（配布）業務	年3	回							49.95㎡
	除草業務	年2	回							
	枝葉木粉砕業務	適宜								
施設管理	巡視	毎日1	回							(12/29～1/3除く)
	遊具塗装業務	適宜								
	公園等施設補修業務	適宜								
	街路灯及び公園灯工事	年1	回							順次30基
	公園遊具点検	適宜								定期/精密
	衛生管理	適宜								
清掃	園内落葉清掃	適宜								
	公園等清掃業務	週3	回							年間311日
	ゴミ回収業務	週1	回							3基
	残土残滓処分業務	適宜								
	便所清掃業務	適宜								
	公共下水道水路等清掃業務	適宜								
	池清掃	年2	回							年6回

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

管理運営業務　運営管理

１）公園の活用

私たちは本公園に求められる利用者及び社会的ニーズと役割を理解し、より**多様性**があり**魅力の向上**を実現するためのサービス、プログラムを提供します。それらは社会潮流を踏まえ内容の改善や変更を行い。今後**２０年**の運営を見据え、特に現在利用数が限られている学童、未就学児を始めとし、子育て世代の公園利用を促し、**利用者層の拡大**を図ります。

ア　プログラム、イベント等の実施



①　利用プログラム

公園の資源を活用した環境・課外学習、園芸(相談)等のプログラム等の実施により、公園の魅力を体験する機会を創出します。

②　イベント

年１回「みどりの街づくり」イベントの開催により多世代間交流の場を創出します。また、１年に１ 度５０社を超える構成団体企業、関連会社の社員も含めた、誰でも参加できる大規模ボランティアイベントを開催。

私たち、地域住民、ボランティア等が一体となった美化活動に取り組みます

③　長期的な集客向上計画

２０年の運営を見越し、より若年層の利用率向上を図ります。広く集めた利用者の意見から新たなサービスやプログラムを企画するイベントを開催し、常習化しない柔軟な企画運用を行います。





イ　利用促進活動

①　広報活動

HP、パンフレットの作成に年間を通じた公園の認知度向上と利用マナーの促進等に努めます。

イベントやプログラムは適切な範囲で広報活動を行い、利用者の確保を行います。

②　他の機関との連携

花とみどりの情報センターと連携し、園芸相談、みどりのまちづくりに関する相談などを行い、吹田の“人とみどり”つながりのある暮らしをサポートします。

③　利用者アンケート

日常的な情報収集、コミュニケーションによる利用満足度の把握の他、外部委託による利用者アンケートや自ら利用者数の調査を実施し、活動効果を計ると共に客観的な評価を受けそれによる新たな課題の発見、改善を行います。

2）接客対応及び苦情対応

利用者の拡大や多様化を推進していくにあたり、様々な価値観をもった方々の交流には，モラルやマナーに違反する行為やトラブル、クレームの発生が想定されます。私達は当事者間の**公平な対話**を基本とし協力、理解を求め、原因の分析と**マナーアップ啓発**等を行い、利用者の棲み分けを図ります。また、禁止看板や巡視によって周囲に危険を及ぼす行為の**未然防止**に努めます。

ア　未然防止対策

① 駐車場の渋滞対策

駐車場は入口での停滞を回避するためカメラ式システム、出入り口分散型を採用。駐車券の取り出しや侵入防止バーの開閉、車の進行阻害によるロスタイムを無くし、スムーズな駐車場利用を促します。

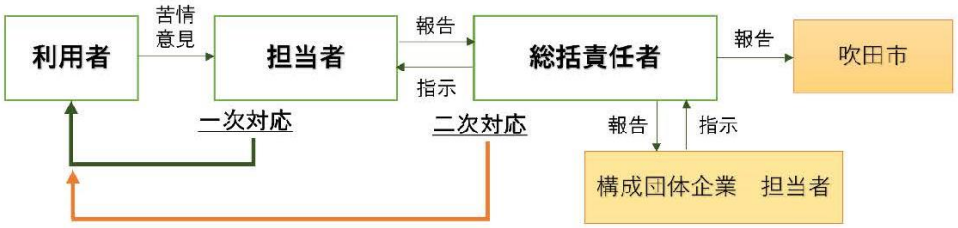
② 釣り人対策、その他利用マナー向上

HP、掲示物等によって利用者に公園マナーを周知徹底し、日常的にコミュニケーションをとることにより、公園の美化や自然の保護に関して意識の向上に努めます。

イ　再発防止

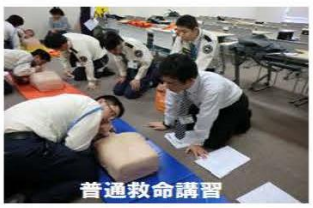
クレームやトラブルが発生した際には状況の把握、原因の究明、実施した対応についてデータを残し、新設の公園協議会に報告し、事例と防止策の共有を行います。また必要に応じて研修を実施し再発防止を徹底します。

暴力的・脅迫的なトラブル等、職員での対処が困難な場合や被害の拡大、長期化が予想された場合、警察や消防、その他関係機関との連携により早期対処に努めます。



ウ　職員の研修

職員は質の高い接客サービスを提供すると共に、クレームやトラブル発生時の迅速な対処、職員としての規律、規則の周知徹底を可能にするため、次のような各種研修を受講します。



人権研修	法務局が作成する人権に関する教材に基づいた研修
接遇、マナー研修	モラル、メディアリテラシー、公共サービス窓口における配慮事項や公園管理の心構え、接客、クレーム対応等運営管理担当者としての前提知識の研修
普通救命講習	心肺蘇生法、AED、止血法等取得のための講習
安全管理講習	施設の安全な管理や危険の認知に関する研修

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

管理運営業務　安全対策

1）日常的な衛生管理

パークセンターには、消毒液、うがい・手洗い注意掲示版の設置を行います。トイレ、その他衛生施設の衛生管理を徹底して行います。また、新型コロナ等感染症の流行中は、イベント等を延期、中止します。

本公園に従事する社員は、出社前に必ず検温し、37.5℃以上の場合は、直ちに本社管制センターに連絡し、出勤を取りやめ、代わりの者を派遣します。

2）利用者の安全確保

ア　緊急時対応備品

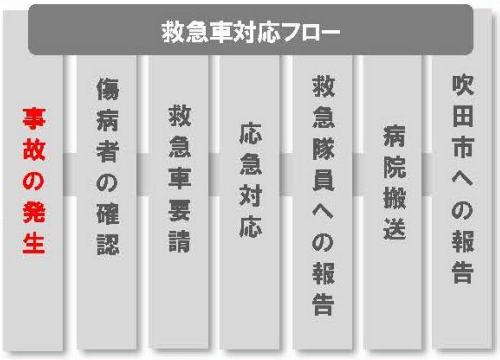
パークセンターには、AED と救急箱を設置し、広く周知すると共に、スタッフには普通救命講習の受講を義務付けます。また、熱中症対策として、補給飲料を用意します。

イ　保険加入

施設における事故等に備え、「賠償責任保険」、「イベント損害保険」等に加入します。

ウ　危険生物

スズメバチ等を発見した場合は、迅速に除去処理、対応を行います。



3）事故防止対策

維持管理作業は、利用者の安全を最優先事項とし、常に第一に考えます。

ア　時期・時間

土日祝日や繁忙期、通勤通学時間を避け、適切な時期、方法を選びます。

イ　安全管理講習

従業員や委託業者は１年に１回安全管理講習を受講します。

ウ　マニュアル

作業・点検については、マニュアル、それに基づくチェックリストを作成し、遵守及び留意事項を共有します。

エ　作業の明示

注意番やカラーコーン等により作業中であることを明示し、利用者の安全確保のための領域を確保します。また、必要によりスタッフ等を配置します。

オ　車両通行

公園内を車輌が走行する際は、ハザードランプを点灯し、10 km/時以下の徐行とします。

カ　定期巡回

スタッフが公園内を定期的に巡回し、不審者・不審物の有無を確認し、事件・事故等の防止や火の不始末、利用者への注意や掲示板の活用等、火災予防に努めます。また、年１回防災訓練を実施します。なお、緊急連絡体制図は、次のとおりとなります。



※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

管理運営業務　市民協働

1）公園協議会

ア　公園協議会の設置

私たちは、市民や民間事業者等の多様な主体により「豊かなみどり環境」を、地域社会全体で維持管理し、公園が持つポテンシャルを最大限に進化できるよう公園の利活用の促進、活性化に向け、公園協議会を新設します。

イ　組織構成員

地域住民、関係団体（連合自治会、ボランティア団体想定）の代表者、吹田市、指定管理者等、様々な利害関係者を想定しています。また、構成員の選出に当たっては、多様な属性（年齢、性別、居住地等）の利用者の意見を反映できるよう配慮します。

ウ　運営

公園協議会は、以下の活動を行います。

①　協議内容

公園運営についての協議や意思決定を行います。原則として３か月に１回開催し、必要に応じて臨時に開催するものとします。単に利用ルールの取り決めや苦情対応行うだけでなく、長期的視点に立って、自然豊かな公園の魅力を最大限に引き出せる為に活動します。

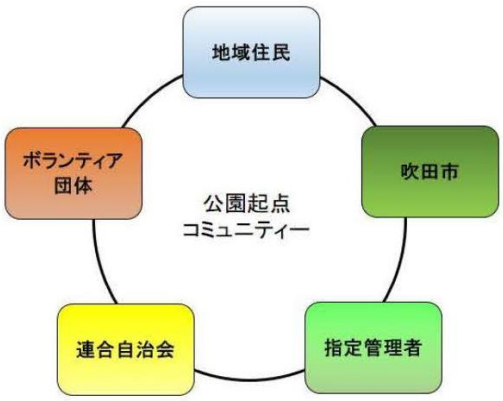
②　協議会規約の制定

公園運営について平等に意志決定が行えるよう「桃山公園協議会規約」を定めます。

地域をつなぐ公園協議会の実施（イメージ）



多様な主体者による持続可能な公園の実現



2）ボランティアの支援

ア　公園ボランティア

私たちは、自然豊かな魅力ある公園づくりの促進や景観の維持、地域と一体となり公園利用の活性化を図り地域ボランティア（千里竹の会、愛好会、桃山公園クラブ）の持続的支援を今後も継続いたします。

イ　活動内容

公園美化を目的とした、ごみ収集（紙屑や空缶）、清掃や落葉集め等美化作業、公園の花の彩りを充実する草花の育苗や植付け、除草、園内竹林整備等の作業を実施します。

ウ　資機材の提供等

市民ボランティアが安心して活動が行えるよう、可能な範囲で用具の貸出や清掃活動へのゴミ袋の支給等を実施します。

エ　組織運営・推進

活動内容等の様々なサポートや啓発活動及び活動内容発信（ホームページ等）・研修など、継続的に市民ボランティアが参加できるよう自主組織運営を支援します。またＰＲ活動等を通して新入会員確保への協働を実施します。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

管理運営業務　自主事業

1）基本的な考え方

利用者の満足度向上のため、多様な自主事業サービスを実施します。自主事業の利益の一部を還元することで、さらなる魅力向上と、利用促進を図ります。自主事業サービスの実施に当たってはては、行政、地域にとってお互いに価値のある取り組みを行います。また、実施に際し安全性や公平性に配慮し、吹田市と十分な協議を実施します。



2）想定している取り組み

ア　利用促進に関する事業

①　地域住民の健康促進への取り組み

○　健康遊具を活用した指導プログラム

○　ヨガやピラティス等の自然空間でのプログラム

②　公園の景観を活かした取り組み

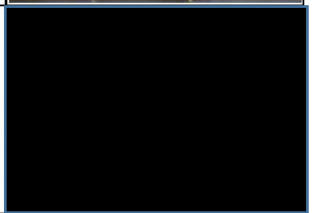
○　竹林を活かしたライトアップ、間引きで発生する竹材を使ったワークショップ等

○　ボランティア活動と連携した花みどり関係のワークショップ等

○　水景をよりよくするため、“かいぼり”等を地域イベントの位置づけで開催

イ　物品販売等

本公園をより多くの方に気軽にご利用いただけるよう、園内を利用した、多様な利用促進のためのサービスを実施いたします。

自動販売機の設置	公園内に、自動販売機を設置します。 なお、自動販売機は災害対策用とし、緊急時は非常用飲料として使用することを想定いたします。	
キッチンカーの出展	公園エントランスエリアにキッチンカーを出展し、テーブル等を備えたオープン空間を創出し、公園で気軽に軽食を楽しんでいただけるサービスを提供します。	
グッズの販売	パークセンターの一部を利用し、私たちが通常業務で取り扱うコロナ、環境負荷低減、防犯・防災に関する情報の提供や一部商材の販売をいたします。	

なお、提供サービス又は販売する物品、方法又は利用者様の負担金額については、吹田市と協議の上、決定するものとします。

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

実績等　実績

（関連した事業等の実績について、該当するものに〇印を記入してください。）

ア　実績あり

イ　実績なし

1）類似施設の管理

ア　大阪府営「箕面公園」の維持管理業務

イ　天王寺公園エントランエリア「てんしば」の警備業務

2）箕面公園

2009 年 4 月 1 日、箕面公園の指定管理業務（3 年間）を構成団体企業の 1 社が企業共同体として受託。2012 年 3 月 31 日まで同公園内に事務所を設置し、維持管理業務を実施。国立公園である箕面公園はもみじの名所であり大阪市近郊にありながら、およそ 1,300 種の植物と 3,500 種の昆虫、数多くの野鳥などが棲息する自然の宝庫でもあることから、特に長期的視点から後継樹の育成や景観整備を重点にした植栽管理を実施しました。

また同公園の景勝地（もみじ・箕面の滝）を適切に保全するため、府民、ボランティア、行政からなる「モミジ再生ワーキング」を開催し官民による同公園の保全に大いに役立てることができ同公園魅力発信に繋げることができました。雇用に関しては、就労支援事業を活用した地域高齢者雇用や障害者雇用実績等、雇用の促進に繋げることができました。







3）大阪市天王寺公園エントランスエリア『てんしば』

2015 年 10 月 1 日、近鉄グループである近鉄不動産（株）が大阪市より大阪市天王寺公園エントランスエリア『てんしば』の指定管理者となりました。構成企業の 1 社が園内を利用されるお客様や従業員の安全確保、火災や違法行為の予防警戒並びに抑制、施設の円滑な運営に寄与する目的の警備業務を請負。日中における安全・安心で快適な施設利用に即した人的警備又、園内施設の夜間における機械警備業務を担当しています。

同施設は、あべのハルカスに合わせた地域再開発で観光拠点の重要エリアとして再整備され、年間数百万人が入場する近代都市公園です。複数の路線が交わる主要駅に併設されていることもあり、多様な利用者が同公園を利用されます。

弊社は、都市公園における治安確保また、高齢者や障害者・子育て世代への安全配慮体制。緊急時における関係機関（警察・消防等）への連絡・近隣当社警備施設との連携により、日々変化する事象にも適切に対応し、お客様に寄り添うソフトな警備及び防犯カメラ等の防犯機器を駆使した警備を実施。救護者に対しては、普通救命講習修了者が速やかに応急処置するなど、適切な対応を行い、同園の安全管理に寄与しています。







※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

実績等　地元配慮

⑫構成団体に、地域活性化に資する地元企業等が含まれているか

団体の所在地が市内であること
（法人又は団体の所在地について、該当するものに○印を記入してください。）

（ア）市内に、法人又は団体の本店がある

イ　市内に、法人又は団体の支店、営業所がある

ウ　市内に、法人又は団体の本店・支店・営業所がない

構成団体代表企業Ａ社
事業概要　医療機器、医療設備、医療用システムの販売・メンテナンス
診療材料、医療用消耗品等の販売
診療材料の一括管理（SPD）システムの構築及び運営
病医院や介護福祉施設等の経営・運用コンサルティング
病医院や介護福祉施設等の新規開業・移転・増改築支援コンサルティング
病医院や介護福祉施設の開設に伴う、資金計画・資金調達・リース・レンタル
調剤薬局及び介護付有料老人ホームの経営等
所在地　大阪府吹田市春日 内

構成団体企業Ｃ社
事業概要　仕出し事業
給食、給食管理事業
レストラン及び喫茶店経営
コンビニエンスストアの運営
所在地　大阪府吹田市春日 内

構成団体企業Ｄ社
事業概要　造園工事業
土木工事業
所在地　大阪府吹田市春日 内

構成団体企業Ｅ社
事業概要　土木、建築業
塗装工事業
舗装工事業
水道施設工事業
解体工事業等
所在地　大阪府吹田市山手 内

※欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

収支計画書（令和4年度～令和23年度）

（千円）

		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
市の上限指定管理料		13,893	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524
収入合計（A）											
項目	提案する指定管理料	13,887	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516
	自主事業収益（C）										
	その他										
支出合計（B）											
項目	人件費										
	管理費										
	旅費交通費										
	会議費										
	消耗品費										
	印刷製本費										
	修繕料										
	燃料費										
	光熱水費										
	委託料										
	手数料										
	通信運搬費										
	広告料										
	賃借料										
	備品購入費										
	保険料										
	負担金										
	公租公課										
収支（A）－（B）											
自主事業	収入										
	支出										
	収益（C）										

（注）
1. 収入部分には自主事業における収益（C）を計上してください。ただし、自主事業の事業において支出が収入を上回る（収益がマイナスとなる）場合は収益の計上はできません。
2. 修繕料は、市が定める額（3,300千円）以上を計上してください。
3. 消費税及び地方消費税については、内税表記とし、税率は10%で算出すること。
4. この収支計画書に記載される「提案する指定管理料」の金額を基に基本協定及び年度毎の指定管理料を締結します。

収支計画書（令和4年度～令和23年度）

（千円）

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市の上限指定管理料		18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524	18,524
収入合計（A）		[redacted]									
項目	提案する指定管理料	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516	18,516
	自主事業収益（C）	[redacted]									
	その他										
支出合計（B）		[redacted]									
項目	人件費										
	管理費										
	旅費交通費										
	会議費										
	消耗品費										
	印刷製本費										
	修繕料										
	燃料費										
	光熱水費										
	委託料										
	手数料										
	通信運搬費										
	広告料										
	賃借料										
	備品購入費										
	保険料										
	負担金										
	公租公課										
収支（A）－（B）											
自主事業	収入										
	支出										
	収益（C）										

（注）

1. **収入部分には自主事業における収益（C）を計上してください。ただし、自主事業の事業において支出が収入を上回る（収益がマイナスとなる）場合は収益の計上はできません。**
2. **諸謝料は、市が定める額（2,300千円）以上を計上してください。**
3. **消費税及び地方消費税については、内税表記とし、税率は10％で算出すること。**
4. **この収支計画書に記載される「提案する指定管理料」の金額を基に基本協定及び年度毎の指定管理料を締結します。**

（千円）

全期間の提案する指定管理料(D)
365,691

（千円）

全期間の市の上限指定管理料(E)
365,849

削減率% 1-(D)/(E)
0.04%